

笹野観音堂史料に関する研究（二）

笹野観音堂史料研究会

はじめに

笹野観音堂（米沢市笹野本町所在）に関する史料について、『米沢史学』第三六号に引き続き、本研究会が取り組んでいる調査経過を報告する。

観音堂の概要は前号を参照頂きたいが、先般の建造物調査の結果、当堂は令和二年一月四日付で山形県指定有形文化財（建造物）に指定された。また、本研究会が調査を行っている文献を含めて普請関係資料として古文書八冊、および棟札四枚、本尊の遷座法要木札一枚が附指定となった。古文書は、前回取り上げた「工証録」・「萬歳録」、今回解読した「公願録」・「元メ録」の他、寄進の記録である「大元帳」、什物を記した「長命山観音堂什物」・「笹野観音堂并幸徳院什物」・「観音堂并幸徳院什物帳」の合計八冊が対象となった。特に、什物の記録は、当堂以前に存在した観音堂の様相が推測できる貴重なものである。いずれにせよ、当堂はもとより、これら指定対象となったものについては、文化財として今後より一層の適切な保存と幅広い活用が期待される。

二〇二一年度は、前年度に引き続き、「公願録」と「元メ録」の二冊を解読した。研究会メンバーで各史料の解読範囲を分担して解読し、集約する方式を採っている。「公願録」と「元メ録」の詳細な分析は今後の研究に期すこととし、ここでは概要および特に注目すべき点のみ記しておく。

なお、次年度は、「大元帳」の解読を進めていく予定である。

・笹野観音堂史料研究会

小幡 知之（山形工科短期大学校） 代表
 小林 文雄（米沢女子短期大学）
 原 淳一郎（米沢女子短期大学）
 布施 賢治（米沢女子短期大学）
 角屋由美子（米沢市上杉博物館）
 佐藤正三郎（米沢市上杉博物館）
 石黒 志保（市立米沢図書館）
 宮田 直樹（文化庁）

一、「公願録」について（解説）

「公願録」は冒頭に「天保四年二月 笹野村 観音堂焼失二付諸事留帳 八海山役寮」とある通り、天保四年（一八三三）に当堂の前身建物が焼失した後、再建に至る経緯、藩への請願、普請中の文書、竣工後の法要などに関する記録をまとめたものである。まずはじめに、縁起でもある「羽州置賜郡米沢県笹野邑観世音記」が掲げられ、古くから当地の山上で千手千眼観音の観音堂と羽黒堂を併せて奉斎し、のちに麓に移り堂を建て、観音は秘仏となり、羽黒権現は観音堂の「後堂」に祀られた。この秘仏は古老の伝えでは薦に包まれているなど、本尊・祭神に関する

興味深い記述がある。特に観音堂の「後堂」に本尊とは異なる神を祭祀することはやや特殊であり、現在も同様の奉斎が見られることから当堂の特徴の一つと言えよう。観世音記の末尾に「慶長七年」、「幸徳院某敬白」とあり、年代から住僧殿海が記したものを後に書写したものと見られるが〔置賜文化〕第四九号（置賜史談会、一九七一年）、近世初頭における笹野観音堂の独特の信仰が窺え、注目される。

次に、天保四年二月の「以書付奉願候事」があつて、以後、これに類する別当法音寺などから藩への請願がしばらく書き連ねられる。この最初の請願には、前身観音堂は同年正月に一切経堂と共に焼失し、本尊のみを辛くも救出したが他は全て焼失したとあり、かねてより歴代藩主の寄附や修復、代参があつたことを棟札写とともに記し、観音堂と藩との関わりの深さを訴え再建を願ひ出ている。焼失の翌月には願ひ上げていることから、法音寺側の危機感と再建への熱意が窺えるが、ただ当時は丁度天保の飢饉の時期に当たり、当地でも大儉約令が出されていたことからこの願ひは受理されずに先延ばしとなった。大儉の終わる三年後を待つて、天保七年（一八三六）四月に再度の願ひ出、さらに翌天保八年（一八三七）三月に再提出することで、同年四月に藩からようやく再建の許可が下りた。観音堂再建にはまず藩の許可を得るまで一苦労あつたことになる。なお、前記の棟札写は、二代藩主定勝から九代治憲まで五回の普請について記されており、それぞれの観音堂の詳細は不明だが、大工棟梁や職人数等が明記されているものもあつて、既に失われた歴代観音堂に関する貴重な情報を提示する。

さて、再建の道のりはさらに困難を極める。そもそも建築用材の確保は再建許可が下りる前から取り組んでいたが、火事の最中に境内で伐採した杉から使えるものを用材とした。安久津（現高畠町）に住む湯殿山の行者などから柱をはじめとした用材の寄進を得て、さらに境内で焼け残った杉の一部も用材とし、藩御林の風倒木や悪木の払い下げも受けて

いる。とにかく使えそうな木材はすべて確保するような勢いで四方に手を尽くして用材を集めた。修復料でも苦勞している。藩御金蔵に修復料として預けられている分の下げ渡しを要望し、これは認められた。さらに金子百両の借り入れを願ひ、これも部分的に貸し付けられたようである。普請用の釘・かすがい、例えば五寸釘三千本などの代金も藩が拠出している。度重なる法音寺側からの要望に藩も応えていることがわかる。修復料を集めるため、町方有志による托鉢・相對勸化の許可も求めるも時節柄なかなか認められなかったが、焼失後の再建ということで特別に許された。ただ、一部で勸化のやり過ぎがあつたようで役人とのトラブルもあつた。

天保一四年（一八四三）に入り、ようやく工事も目処が立ち、大工棟梁から三月晦日に柱立て、四月二五日に上棟、五月一四日に屋根完成、六月一〇日に入仏との工程が示された。柱立てから上棟まで約一ヶ月。上棟から茅屋根が葺き終わるまでほぼ半月。さらに一ヶ月弱でほぼ完成しての入仏供養であるから、もちろん彫り物類は事前に完成させ、組物などの部材の仮組みも済ませているとはいえ、当堂はこれほどの規模にも関わらず現場での工期がほぼ二ヶ月という短期間であつた。前記の附指定となつた木札「千手千眼遷座法要」には六月四日から一〇日までの法要が記されており、六月四日までには一通りの工事は終わっていたことになる。

このように、「公願録」は、単なる普請の記録に留まらず、再建を希求する法音寺をはじめとした寺院や町方の熱意、一方で時節柄より厳しい姿勢を示しながらも度重なる交渉で再建に徐々に軸足を移していく藩の姿勢など、記録の背後にある人々の思ひや動きが鮮やかに浮かび上がる、大変興味深い史料である。

なお、天保一四年再建の棟札写も記載され、現存棟札の大工棟梁などがやや判読しにくいことから本史料は重要である。

二、「元々録」について（解説）

「元々録」は、再建に関わる収支の記録であり、寄附・勸化の収入、各種支払いを細かく記している。天保一四年（一八四三）正月からはじまり、観音堂竣工後の嘉永三年（一八五〇）まで書き継がれている。中には再建関連文書である「工証録」・「大元帳」の記述も表れるので、それぞれを照合することで、再建経費の全体像が把握できる。特に建築に関わる点で目に留まるものをいくつか挙げると、まず上棟の際は、大工四人に祝儀が与えられているが、これは棟札にも明記された代表格の齋藤吉右衛門・渋谷嘉蔵・飯酒盃鼎・房間次右衛門の四人のことであろう。このうち中心になったと思われる渋谷嘉蔵には一年の心労に対して少くない額の賞金が別にと与えられており、観音堂焼失から再建竣工までの苦労をねぎらうものと見られる。また、再建後に大病を患った渋谷に対し、法音寺での祈祷の初穂料も記録されている。一大工棟梁の病氣平癒を別当寺が祈るということは、やはり再建を担った棟梁には、竣工後も特別の配慮がなされていたということであろう。一方で、棟梁をはじめとした大工たちも単に仕事をこなしただけではない。工費を精査した結果、工数千人分の掛かり増しがあったにも関わらず特別に認められており、信心による丁寧な仕事ぶりとして評価されていた。また、棟梁をはじめ大工たちは、自らの賃金の一部を寄附さえている（「工証録」）ことから、大工も観音堂再建を一般の普請とは異なる神仏への奉仕と捉えていたのである。このような施主の寺院側と職人側との関係が垣間見えて興味深い。

この他、再建に携わった様々な職人・商人が百名ほど記載されており、「彫物師」の「出羽庄内 後藤藤吉」・「同 政吉」・「奥州福島 渡部藤吉」・「山口利介」は、手分けして向拝や妻飾りなどの多くの彫り物に携わったとみられる。このうち、「政吉」は同じ藩内の川井観音堂（沢

市川井、弘化二年（一八四五）建立）の棟札にも名前があり、笹野観音堂から引き続き仕事をしている。「仏師」は「遠藤亀次」・「横山権六」で再建に合わせて新調した仏像に携わったのである。

最後に、天保一五年（一八四四）の勘定目録に記される「羽黒権現額面料」に触れる。前記の通り、現在は当堂背面に羽黒権現が祀られ、柱頭ほどの高さに「羽黒大権現」の額が取り付けられている。これは現任職が近年再掲したものとされるが、額自体はいつのものか不明である。「元々録」に記されるこの「羽黒権現額面」が現在の額で、天保の再建時にここに掲げられていたものである可能性がある。（小幡知之）

三、史料解読の凡例

- 一 史料の解読にあたっては、つとめて原文書の形に沿うように留意した。
- 二 漢字は、原則として常用漢字を使用し、常用漢字以外のものは正字に改めた。
- 三 本文には、適宜、読点「、」、並列点「・」、返点などを付した。
- 四 本文中の註書きは原文通りの位置に（ ）に入れて示した。
- 五 誤字は、（原文ママ、○カ）とした。
- 六 印章などは、（印）のように記した。
- 七 欠損や判読不能の場合、字数が推定できるものは■で示した。

なお、本研究にあたっては、引き続き、幸徳院住職酒井龍晃様から全面的なご理解とご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

「公願録」解説

(表紙)
公願録

(中表紙)

公願録

天保四年二月

笹野村 観音堂焼失二付諸事留帳 八海山役寮

羽州置賜郡米沢県笹野邑観世音記

出羽国置賜郡笹野邑千手千眼観自在菩薩者、米府城南勝地而鎮護国家之靈場也、按往昔山上曾有大悲閣与羽黒堂到于今有其基趾矣、大同年中相攸山林鹿建宇於坦途今三門四面本堂也、以奉秘置 本尊龕中其後不許排扉褻帳瞻礼焉也矣、有人若強開之則蒙現罰故也、爾已來慈光覃遐尔悲濟敷貴賤靈驗日新而感応鐘谷也、致誠凝信則祈願無不成辨焉也、且奉按置羽黒権現於後堂振古以正月七日・六月十七日・八月朔日・十二月十七日為祭祀桓武(但十二月十七日者俗云御歳越)其今境内也、背後者山巖從龍圍翠屏岩流淙々漂御手洗恰如洗心源汚穢也、左右者松杉鬱鬱隔塵俗鐘樓殿亡報晨昏乍似証甘根円通也、階前者空濶一縷磴徑綿々望眼遥而以椽街路也、然則往来旅人樵客結縁於此尊過則亦援濟無縁妙境也、是併不能救世間苦本誓願者安能爾哉、是以

国君代々尊崇之奉奠拜詣矣、士庶男女婦仰之平常運歩矣、曾言邑内之産婦無横死者無不産褥平易者或疫癘(村老曰曾無疫癘者振古每歳彫刻蘇民将来出之故也矣)自餘口碑不遑枚拏焉也、村中禁食鳥獸且笹野出産者每歳從正月元日至八日、往他不得火食他人来其家者亦不許火食男女適他者

亦歸于里家齊食于茲也、設有養猫誤食魚臭則即時疾甚苦也、兼知答崇入水洗浴則速愈矣也、畜猶此也、況於人乎(村老伝曰奉安置 本尊於内殿之時以薦包之以莎莞莖敷其側也、故村中不須六符薦並莎莞莖若用之有咎崇云尔)若無筆記之貼後毘者恐来者不識之故謹記梗槩以伝万世云爾
慶長七年歳次壬寅仲春吉辰
幸徳院某敬白

以書付奉願候事

当寺兼帶笹野村 観音堂一切経堂天保四年正月申中急火二而焼亡仕候處 屋形様御寄附之大般若 御方々様御寄附之仏像其外仏道具二至迄不残焼失仕候、乍尔奉秘所之本尊者無恙守出し奉り是而已大慶至極に奉存候 観音堂之儀者御国内第一之伽藍二而近国に稀成旧跡二御座候而、從往古於 上御信仰被為遊高八拾八石御引地にて 観音社領被成下、守護不入二別当所納仕候 御当家様御領に罷成候以來八拾三石村並に御年貢相添境内分五石者今御引地之由、 御当家様より式拾五石 観音江御寄附二候處、先年御取上に相成、夫より御修覆に罷成申候、先年より毎月三度御代參相勤、其外正月七日・六月十七日・八月朔日・十二月十七日御武運長久国家安全上々様方御祈祷大般若修行仕候、其度毎御届申上來候、大同二年より永祿庚寅三年迄六ヶ度 上二而毎度御普請被成下御修覆二罷成居申候、是等之趣者別紙二棟札写にて申上候、其後明和八年中願上諸材木葺草等迄從 上被成下、御郡内勸化御免を以安永四年中斬立、同七年成就、同八年入仏供養大曼荼羅供五ヶ日修行仕候様旧記に相見申候、然處此度之焼亡誠以天とハ乍申御国内外様第一之靈場態々遠国之旅人迄も參詣仕、伽藍致焼失候儀、何共不堪嘆息当惑至極罷在申候、依之御時節柄 上二而御再建被成下度段奉願候茂多恐に奉存候間、当一過、安永年中之御近例を以諸材葺草被成下、隨而御郡中勸化御免被 仰付被下度奉存候、左候上者何れか心力相尽再建仕度存慮に御座候、乍去近年打続米穀不熟、国民困窮之此節早速者取懸り可申様も有之間敷儀卜

存候得共、町在夫々信仰之者茂多内真切に添心致呉候族多人数有之に付、是等之者と心を合時宜を見合せ漸々心掛候者訖成満可仕と奉存候、尔し此度者安永年中之再建とハ格別先年者本堂計殊に建替之儀二付古材木之内用立候品茂有之、此度者一切経堂不残焼失莫太之儀に御座候得者、格別御威光被為添被下置度何卒御憐愍之御沙汰を以奉願候通御叶被成下度奉存候、然ル上者相成丈情々相尽元間数通建立相果申候様心願二御座候、右奉願候通被 仰付於被下置者難有仕合奉存候、是等之趣宜敷御取成奉願存候、以上

天保四年二月

法音寺

榎田左伝次殿

小野里勘助殿

当年之上凶荒之年次二付三ヶ年御大儉被 仰出、御郡中勸化等之儀、御叶可被成様無之此節二付一先ツ延引追而時節を見合と普請に取懸り候様寺社奉行中より御達し有之、無扨三ヶ年相濟候迄黙止罷在申候

笹野 観音堂棟札之写

笹野観音堂棟札之写

表表

一藤原ノ朝臣定勝公

一当寺別当権大僧都法印良達幸徳院住寺

右者寛永十一甲戌八月

同裏

一郡代 池田八兵衛 嶋田庄左衛門

一代官 須田善左衛門

一普請奉行 御扶持方 関戸 七蔵

一鍛冶奉行 御扶持方 西山九右衛門

一大工棟梁 中野彦次郎

一小大工 七百八拾人 仮名無之

開基ハ大同二年其後建立ハ今度と三度造営棟札驗之也

綱勝公御事

一上杉喜平次藤原朝臣実勝公御建立

右慶安五年壬辰六月七日

一御奉行 竹俣美作 同 黒川右衛門 同新津右近

一郡代 来次左近 同 朝岡助左衛門

一别当 法音寺能仙

一寄進 浅間 大膳

一代官 増子又兵衛

一普請奉行 成田空右衛門 大浮弥之助

岩井与十郎 香坂 平内 望月三之丞

割田久左衛門

一棟梁 石山九左衛門

一小大工 三千人

右大同二年より今度迄造営四度棟札書記

一上杉喜平次藤原朝臣 御名乗相見得不申候

寛文六年丙午九月十七日

一御奉行 中條越前 澤根伊右衛門

一别当 法音寺 能秀

一代官 笹生久兵衛 増子伝内

一普請奉行 山吉左五右衛門

一棟梁 柳澤伝右衛門

右大同二年より五度之棟札

一上杉弾正大弼藤原朝臣綱憲公

元禄三年庚寅九月

一御奉行長尾権四郎 同須田右近 同松木彦左衛門

一別当 法音寺 宥寿

一御作事屋頭 高山金兵衛 佐藤清左衛門

一代官 笹生源左衛門

一普請方 関 九郎右衛門 鈴木久左衛門

右同二年より六度

安永八乙亥十一月九日

一上杉大炊頭藤原朝臣重定公御院殿様

一上杉弾正大弼藤原朝臣治憲公御当君様

一御奉行毛利内匠雅元 同竹俣美作当綱 同吉江喜四郎輔長

一郡奉行 永井喜捨兵衛貞則 役所役 関口仲蔵繁種

一代官 蓬田久四郎慶英 代官 飯田清右衛門俊在

観音江御寄附之材木取量候面々

一御用人 五十嵐弥祝正盛 同中牧伊和太長応

一御台所頭 佐田権左衛門秀如 同大河原多門郡政

一御作事屋頭 南條茂左衛門政盛 諸役 大瀧甚左衛門恭林

右之通御座候棟札文談等者相除申候

二月九日出ス御伺之覚

笹野 観音堂焼失二付、成満迄仮殿無御座候茂如何敷、依之諸仏村 大日堂明堂に付、先達而村方之者多人数罷出、境内江引取置申二付、右古堂一切経堂之旧地江仮堂ニ致手入、本尊奉安置可然哉、此段御伺申上候以上

二月

法音寺

榎田左伝次殿

小野里勘助殿

二月九日出ス覚

去月十一日笹野村 観音堂一切経堂焼失仕候二付焼杉大小取合式拾七本

御座候、右之内火事最中よりきり取候杉七本に御座候、用材に相成候分

ハ困置、用立不申分ハ払に相立申度存候、此段一通り御伺仕候、以上

二月

法音寺

榎田左伝次殿

小野里勘助殿

二月十四日何济口書左之通

覚

法音寺

右者笹野村 観音堂焼失に付同村大日堂之明堂境内江引取、仮堂にいたし度由伺之通相济候事

天保四二月

覚

法音寺

右者去月十一日笹野村 観音堂焼失に付焼杉大小取合式拾七本有之内、火事最中伐取候杉七本有之候二付、用材に相成候分備置、不用立分払に

相立度由伺之通、尤弘代者追而 観音堂再建之節右之入料に差加候様相
濟候事

二月廿三日濟口

右濟口書施主方廻状メ差廻ス

猶々乍無心御順達被下度御頼いたし候、以上

別紙之通只今御濟口御座候間、早急取片付申度存候處、所々より望入申
出候ニ付入札に為致可然哉、林崎伝右衛門江よろしく御申付可被下候、
以上

二月廿二日

八海山

各様

奉遠藤吉之助承知仕候、渡部伊右衛門・同江口利助・同江戸留守高橋嘉
左衛門・同岩間勘三郎・同高橋六右衛門

御領所阿久津徳門上人より 観音堂御柱寄進仕度縦申出候ニ付左之通御
届申上候事

此度高畑住居罷在候湯殿山行者徳門海、笹野村 観音堂普請用材檜柱寄
附致度趣、奇特成申出ニ付早速申請候、依之追々以手伝笹野迄曳呉候様
申事ニ候、左候上ハ大方多人数入込可申候間、此段御届申上候、以上

天保六年ノ二月晦日

法音寺

右に付、龍町・桐まち・長町辺より百人講中高畑まで罷越一夜泊り、三
月朔日笹野迄曳届呉申候（雑用百貫文相か、り申候）、於笹野にきり飯
差申手伝之者江出し候事、人数惣高五百人前之支度いたし候、尤飯は門
前中江申付たく申候

一 龍田樋口次郎右衛門よりも柱壱本寄進いたし呉申候

一 関村四人にて同様に付にきりめし酒まで差出候之事（壺兩位ツ、相懸

申候）

此度御領金原・阿久津両村より笹野 観音用材檜糠野目まで曳届呉申候、
右ニ付町方より追々手伝呉候様申事ニ付其意ニ相任申候、左之上ハ多人
数入込可申候間、此段御届申上置候、以上
天保七申正月廿七日
法音寺

右ニ付西蓮寺世話を以町方より手伝に罷出、糠野目迄未明に罷越、二月
七日笹野まで曳届呉申候町数左之通

南町 馬喰町 東町 紺屋町 大町 龍町 桐町（上下） 北町 長町
五拾人はかりツ、罷出、木数拾式本良日七ツ時分曳届申候、中村伊左衛
門より茶之撰待、大和屋伊右衛門よりハ煎メ（大こん・いもこ・生こ
ん）三品千三百人前差出し呉申候、飯ハ不出候事、尤しゆら拾壺挺壺貫
文ツ、にて前広支度いたし、綱ともに前日人足を以糠野目まで差越置申
候

御伺之覚

笹野 観音堂再建仕度候所、何分自力ニ行届兼罷在候處、町方有信之老
若男女信仰之面々、不限日夜産業閑暇之折、追々御家中町在托鉢いたし
手伝申度由申聞呉候、右再建に付而ハ不容易儀ニ付右真切ニ相任申度存
候、乍去昼夜之儀に御座候得者、男女混同仕候而ハ世間茂如何敷候得者、
世話人之内壺人ツ、引添混乱無之候様為致申事ニ御座候、此段奉伺候、
以上

天保七申正月

法音寺

三月八日寺社より左之通

覚

法音寺

右者笹野村観音堂再建仕度候處、何分自力に行届兼候うち、追々町方有
信之老若男女婦依之面々、昼夜家中町在托鉢手伝申度由、右再建ニ付而
ハ不容易儀ニ付真切ニ相任度よし窺出之所、用心時に付白昼者格別、夜
中者延引、尤用心時を除相廻候儀者勝手次第相添候事

一天保四年中差出候願書并棟札之写共二一同今日（天保七年四月十五
日）寺社奉行江差出候伺書左之通

御伺之覚

笹野 観音堂焼失後奉願候所、凶荒之砌御大儉中に相成時節見合候様、
寺社御奉行所より御達し有之、只今迄黙止罷在申候、最早御大儉も当年
迄之儀に候得者、何卒普請に取か、り申度存候、尔し莫太之義ニ付尤容
易ニ成就可仕様茂無之、依之前広奉願申候通、御郡中勸化御免被成下度
奉存候、左之上者信仰之者茂多人数有之、真切に添心いたし呉候族と時
宜を見合せ追々心懸取か、り申度存候、誠に朝夕心懸り、積年憂に沈罷
在候茂無甲斐、心願に付相成丈ケ取急情（原文ママ、精カ）々相尽、早
速建立成満仕度存候、何分よろしく御沙汰被成下度奉願存候、以上

四月

法音寺

宝高幾太郎様

神保甲斐様

右之通差出候處、四月十七日神保殿より役僧を差出候様申来候間、早速
差越候處、此節自他国共諸勸化御断之御時節に付、願書之表御郡中勸化
御免之儀相除不申候而ハ請次候儀相叶不申段口違有之候事、依之今度役
寺評判之上三ヶ寺より添書左之通

笹野 観音堂明和年中迄 上之御造立由緒明白ニ付此度茂御郡中勸化御

免被成下、普請相企申度、別紙法音寺より奉願候通御叶被成下度奉存候、
尤諸勸化自他国御断之御時節に候得者、今般茂御同様御叶不被成下候而
ハ、是迄苦勞を不厭厚く致助成呉候者茂 上之御威光相闕候儀奉承知候
而ハ、自然等閑に罷成、御国民惣而信心之者相減建立無覚東存候、乍然
廢置候而ハ末々法音寺一円相欠難立行事眼前候、此段文面に相踴候茂折
角存候、尤余計之作事共違ひ非道之火災、無據普請格別之御沙汰を以、
安永之御近例通被 仰付於被下置者、拙僧共迄難有奉存候、斯奉願候共、
押而勸化等都而世上之泥に相成候義毛頭不仕候、歎する所者御威光頂戴
不仕候而ハ、拙茂志願相果可申様無御座候、依之本願之通被 仰付、早
速普請取懸り候様御憐愍を以宜御取成被下度、此段以添書申上候、以上

五月

妙観院

宝蔵寺

大乘寺

宝高幾太郎殿

神保甲斐殿

以書付奉願候事

当寺兼帯笹野村 観音堂一切経堂天保四年正月中急火にて焼亡仕候處
屋形様御寄附之大概若 御方々様御寄附之仏像其外仏道具至迄不残焼亡
仕、併奉秘所之本尊無恙奉守出、是而已大慶至極奉存候 観音堂之儀者
御国内第一之伽藍ニ而稀之旧跡御座候而、従往古高八拾八石御引地にて
観音社領被成下、守護不入別当所納仕候 御当領に罷成候以来八拾三
石村並御年貢相添、境内分五石者今以御引地之由、又観音江御寄附之貳
拾五石、先年御取上相成、夫より御修覆ニ罷成申候、先年より毎月三ヶ
度御代參相勤、其外正月七日・六月十七日・八月朔日・十二月十七日
御武運長久国家安全 上々様方御祈祷大般若修行仕、毎度御届申上来候、
扱又大同二年より永祿庚寅三年迄六ヶ度時々 太守にて御普請被成下置

來候、是等之趣者棟札写にて申上候、其後明和八年中願之上、諸材木葺草等迄 上より被成下、御郡内勸化御免を以安永四年中新立、同七年成就、同八年入仏供養大曼荼羅供五ヶ日修行仕候様、旧記に相見得申候、然ル處天保四年中焼失之砌、願之上早速再建仕度存慮にて願書差出候處、凶荒之年並故二付勸化茂御叶可被成様無之、時節見合候様寺社奉行中より願書返脚に相成、是迄黙止罷在申候、拙僧獨如何程思立候迎埒明不申事と存候故、夫々施主方江茂遂評判、何れか普請に相企申度存候内打続飢歲に罷成、三ヶ年之御大儉被 仰出相濟候を頼ミ待居候處、猶又昨年之不熟上下一体困窮之此節 上江御再建奉願候茂恐多至極、又者御郡中勸化御免可奉願様茂無御座、誠以当惑至極罷在申候、併 仏神之方便者幽闇之場ニ相頭、言語不被為在候迎、焼亡之俣いつ迄捨置可申哉、殊更外様第一之靈場遠国之旅人迄も參詣志候、伽藍永年建立不致候而ハ時に相当候、野利無甲斐心願残念之至、悲歎無限事に御座候、依之御時節柄恐多至極に奉存候得共、御近例を以此度諸材斗被成下度奉存候、尤柱之分ハ大抵心掛置候得共、此上之諸材すら被成下候節者、拙僧自力之相及丈普請仕度存候、乍尔安永之再建とハ格別、先年者本堂はかり殊に建替之儀ニ付古材木之うち其俣相用候品も多く有之、此段者一切経堂迄不殘焼亡莫太之儀に御座候得者、万一成成就取統兼葺草等奉願變も難量候得共、先者拙僧力之及丈ヶ精情相尽し普請仕度存候付、役寺中を始一統江篤々遂熟評候處、各相俱二助勢致呉可申由、大悲応檢感處歟、歡喜不過之覺候、依之奉願候通被仰付於被下置者、難有仕合奉存候、此等之趣御憐愍之御沙汰を以宜御執成奉願存候、以上

天保八年三月

法音寺

室高幾太郎殿

神保甲作殿

添翰

笹野村 觀音堂天保四年中焼失以來再建之儀、方丈之上ニ而寢食之間茂不斷被相思、此間茂仲間一統相拓被申候者、連年之違作二付猶又御大儉被 仰出候得ハ、勸化等可奉願様無之、去迎住職中建立不相果、永年捨置候儀、甚以不本意至極ニ付、精々実儉相用諸普請無之、大工人足にいたる迄手を束ね候、難洪之此節普請相企候者、衆生濟度之一ツにも可有之と存候間、聊貯置候涅槃金者不及申、先師より讓受候書籍手道具に相至迄、余分ハ売払、力之及丈ヶ致造立度含ニ付各一家之思ひを成し、厚く助勢いたし候様被申候、元より拙僧共等閑之所存無之候得共、大業と申御時節柄ニ付相俱黙止罷在候處、此度方丈之思ひ立、甚以尤之次第ニ存候間、我々茂相成たけ精々相尽申度存候、併広大なる志願拙僧等如何様に存候而茂建立相果申事、迎茂無覺東存候、尤薩埵之利生者末世程嚴重に御座候得者、凡慮之我等衆生縁無之、帰依もうすく誠に以可恥之至候、去者といつまで時節を見合可申様無御座候得者、方丈之懇切成志願別紙奉願候通御叶被成下度、万一造立後ニ相至、微力及兼候者、御先例之通葺草奉願度存候、併此段者先ツ相成丈自力を以仕度存候、何分普請中 御憐愍を以格別之御威光被為添於被下置者、拳而難有仕合奉存候、是等之趣宜御取成被下置度、添書を以申上候、以上

三月廿七日

室高幾太郎殿

神保甲作殿

覺

法音寺

右者笹野村 觀音堂并経堂天保四年正月中焼亡ニ付致再建度、精情実儉を用何国迄も自力を以致成就度含に候得共、諸材迄之行届兼候ニ付被成下度由願出候處、別願之通尤諸材之儀者追々申立候ハ、被成下筈に相濟候事

天保八酉四月

右之通御済口有之候ニ付是迄用意いたし置候櫛之分、別帳に書記相残分被成下度段、別紙之通先年之杣帳一同差出し候事

先達而 観音堂用材被成下度段奉願候處、早速願之通御済口被成下難有奉存候、右ニ付先年頂戴仕候節之杣帳御座候ニ付別差出申候右杣帳之内用意仕置候櫛之分、別帳に相記し差出し申候ニ付右之分御除相残處、古帳之通被成下度奉願候、以上

五月七日

法音寺

覚

此度於白旗數本風折に相成候由承申候、依之前広奉願置候 観音堂諸材之内五葉松之分も右風折を以被成下度奉存候、於他處新御切立に相成頂戴仕候茂奉恐入候間、二葉松にて御練替被成下度奉頼存候、以上

九月十五日

法音寺

覚

笹野村 観音堂此度再建仕候ニ付先達而用材被成下度旨奉願候處、境内立木御尋に付社内之杉拾本計用立、其他者不用立段御答申上候處、其節図面中相記候社地外村方物地立木之分ハ其元寄附之ため植立候杉にて社木同様之杉にハ候得共、寛政年中 観音堂漏差等始諸費用相用之ため備錢仕候節、右立木伐取売払候積に御座候處、氏子中心願を以右杉売払候たけ之代料村方より償差出呉候故、是迄立置候杉共御座候間、一通村方持分ノ段にハ候得共、今更相考候得者右之訳逐一不申上罷在候而ハ、何様相姦ミ私仕候様相図候而者甚恐入候儀と奉存候間、此段猶又申上候、右立木相改候得者、凡百本はかり有之、当時伐取用材にも可相成分三拾本余も相見得候、全躰右之通氏子中最初格別之訳を以立置候杉、其上霊場古跡には樹木無之候而ハ何となく人々尊信も薄く、且 神威も無之様

御座候而ハ甚氣之毒之至御座候、尤御時節ニ候得者皆以伐取相もちへ不引足分可奉願、当然勿論之事に御座候得とも、右有躰申上候訳柄ニ付氏子中よりも深々相願候義、何卒境内之飾に伐取之義御免被成下候様何分宜御沙汰被下度、右旁此段奉願存候、以上

九月十八日

法音寺

右宛所なし、半紙にて

御伺之覚

笹野村 観音境内之杉先達而山林方御見分之上四拾式本伐取候様御達之趣承知仕候、然ル處寛政之度諸堂社修覆料相納申節、右杉売払可申處、町在信仰之者致出金可伐取分ノ杉致寄附呉候、先年 仁王門焼失、幸徳院造替之節茂入料多分相掛候處、無拠訳を以可伐取評判相頼候處、右同断出錢を以相償寄附立置候、右両度ともに伐取可申處施主方之志願を以境内飾のため寄附錢置候得者、今更伐取候而者対面ニ何分折角之訳に候、第一 御国内一二之霊場裸堂に相成、まことに氣之毒に存候、神威もうすく崇信茂不足、此度施主方之者茂専ら神威も盛んにいたし度頼ミ誠ニ以痛入候、心配重々ニ候處、堂ハ成就いたし候共、裸堂にてハ霊場之甲斐も無之事に候得者、各不本意に存骨折いたし候心躰も自然うすく相成、大造之再建無覚束存候、実ニ歎敷事ニ存候間、乍去御時節を無及量奉願候茂恐入候儀ニ付、御済口に相成候、四拾式本之内霊場之見付飾にも可相成分者御残被成下度存候、又候山林方江見分被 仰付、其節役寺・施主同道、其場・其樹によりて御残被成下度分評判いたし奉願候間、其段御叶於被成下者一統難有奉存候、以上

十月五日

法音寺

三箇寺

宛所なし

覚

法音寺

三箇寺

右者笹野 観音堂再建仕候付諸材之分被成下度由申立候處、境内之杉四拾式本伐取、其他者被成下段被 仰付候處 観音裸堂ニ而飾茂一切無之候付、四拾式本之内御残被成下度由、再立申立無余儀ニ付式拾七本境内之飾ニ可相成大樹相殘拾五本用材ニ相用候様、尤都而見分人に御任相濟候間、宜被相量候様申達候

天保八酉 十月廿三日

御役所

山林方

右之通寺社奉行より申来候ニ付別山林方へ差越候事

以書付奉願候事

今般笹野 観音堂再建取掛精情実儉相用、何国迄茂自力を以致成就度存候處、柚積広太之費用相懸申事に付何分自力はかりにハ行届兼可申段、世話方申間に御座候、依之御郡中町在有信之者江相對勸化相頼申度存候、尤世上泥に相成候儀者決而仕間敷候間、何卒願之通御叶被成下度存候、右之趣何分宜御取成被下度奉頼存候、以上

天保九 四月

法音寺

室高幾太郎殿

神保甲作殿

右之趣を以三ヶ寺より願出分呉候、拙寺儀者湯治願差出置候故、二重願者不相成訳合を以右之段にいたし候事

覚

観音堂建立ニ付前広奉願上候趣ハ安永年中建替之御先例を以御郡中勸化御免被成下度段奉願候所、御時節柄不相叶見合候様御達ニ御座候、然處近年相続凶歳ニ而何迄時宜見合懸上罷在候も無甲斐心願ニ付何国迄も自力を以再建仕度奉願、普請取懸り申事ニ而斯と申備金等無御座候、併信心之者茂多人数有之、真切に添心致呉候族と力を合せ追々自分入料を以相果申度彼是心配罷在申事ニ御座候、右に付世話方十ヶ寺より自分計にてハ中々行届申間敷、脇々江相對勸化御免之由承候ニ付願呉可申由申ニ付其意に相任申候、何卒御憐愍之御沙汰を以托鉢同様之相對勸化御免被成下度奉存候、尤世上之泥に相成義毛頭不仕候、欲する所ハ 御威光頂戴不仕候而者逆茂志願相果可申様茂無御座候、多恐之至奉存候得共、恐顧見す又々奉願候、此段よろしく御沙汰被成下度偏ニ奉頼存候、以上

天保七年四月

法音寺

今般笹野 観音堂再建ニ取懸申處、莫太之普請に御座候得者、何分取運候而可然哉、万事不馴之拙僧何彼はかとり不申当惑罷在申候、依之 上より其向之仁江普請掛被 仰付、 御威光被為添被下置度偏に奉願候、左候上者万端に付疎忽之儀茂有之間敷、大工人足ニ至迄一入出精いたし無滞普請も成就可仕と存候、此段宜御沙汰被下度奉頼存候、以上

天保八酉二月

法音寺

室高幾太郎

神保甲作

覚

小嶋秀之助
額田卯左衛門

右者此度笹野 観音堂再建ニ付法音寺自力を以普請取掛候處、世話不行届由申出、随而諸材茂被成下候付、都而掛被 仰付候間、繰合を以折々

出動宜相勤候様被 仰付候事

但し、御時節からに付勸化等御ゆるく無之、前町在富有之者自分くより進之心寄附者格別強ちに相頼候義よろしからず候間、此段も不心得無之やう可相量候

天保八酉 五月

覚

笹野 観音堂再建ニ付諸材入用之分ハ御領所安久津・金原其外所々ニ而相求候得共、未組敷道具之分引足不申候、尤最上辺ニ而沢山有之由相聞候得とも、他邦より買求候も当節に不相叶儀と存候、依之塩治平入之有之槻木風返り、其外悪木御用材に不相成分沢山に相見得申候由承申候、何卒右之分御代払を以被成下度奉存候、左候上者田沢辺之人夫相雇取掛申町者少數村方之潤にも相成可申哉と奉存候間、枯折其外悪木之分御代払被成下度奉存候、尤良材之分ハ御備にも相成申義ニ付決而御貫不仕候御憐愍之御沙汰を以被成下度偏ニ奉願存候、以上

天保九戌年正月

法音寺

覚

法音寺

右者笹野 観音堂再建ニ付槻材不足之分塩治平入御林之内槻枯并枝其外末々御用材不相成分之悪木沓間、転沓坪式文五分ツ、三四尺位迄之分沓尋三百文ツ、ニシテ御払、随而大釜沢之内根返りニ相成候槻四本者無代にて被成下候段相濟候間、如前々可被取量候、以上

亥ノ二月

御役所

山林方

西木場

先達而於松原・大平両所、笹野 観音堂用材被成下候内槻を見込之諸材代払ニシテ槻之替木仕度御願申上、既於田沢御林塩地平之悪木之分御代払被成下度奉願候處御叶被成下、去年中より杣取元山取懸申処、金五拾両余相懸り右替木代引足り不申、只々本止と手支ニ相成申候、依之奉願候も恐多奉存候得共、此度被成下槻木之運上御免被成下度偏ニ奉願候、此節勸化御免も不被成下候付、追々自分出金仕候處、三百両余ニ相成只今何分致方無御座、無摺奉願候事ニ御座候、此上御憐愍之御沙汰を以運上御免被成下度奉願存候、以上

天保十一年五月

法音寺

覚

法音寺

右者笹野 観音堂焼失後再建奉願相成丈自力を以普請成就いたし度情々相尽候得とも、莫太之金員故中々成就之程難計、彼是手延ニ相成居候内上より頂戴致候大材朽腐致候而ハ心入候事ニ付勸化御免被成下度由申立候処、御大俵中二者候得共、焼失後之普請ニ付各別之儀を以家々貧富ニより不泥様相对勸化御免相濟候事

十月 但、十月晦日寺社奉行所へ方丈御咄出之上、御達書之事

以書付披露仕候事

昨十一日、笹野村門前太郎左衛門より出火ニ付当寺兼帯幸徳院別当罷在候、仁王門類焼仕候、此段披露申上候、以上

十一月十二日

法音寺印

室高幾太郎殿

丸山 亘 殿

笹野村 観音堂仁王門前之制札并シヤク、去ル十二日之出火ニ而類焼仕

申候、依之御書替シヤク共ニ新建被成下度奉存候、以上

十一月廿三日

法音寺納所

御役所

覚

法音寺

右者松原・太平両所ニおいて笹野 観音堂用材被成下候内槻分見込之諸材代払ニシテ槻之替木仕度願之通田沢塩地平ニ而悪木之分御代払被成下、去年中より杣取元止取掛申處、多分入料相懸り右替木代引足不申本止と手支ニ相成候付恐多候得共、此度被成下候槻元木運上御免被成下度由申達之通相濟候事

天保十一子十一月廿八日

御役所

山林方

西木場

覚

此度笹野 観音堂再建ニ付大工小屋一ヶ所・材木小屋二ヶ所新建いたし、諸材引合候処、一盃ニ罷成、泫茂大工木挽相働候場所無御座候而ハ、是非〳〵相成不申候、依之奉願候茂心入候得共、安永四年中建替之節之御例を以大工小屋諸品被成下度奉存候、即杣積入用之品別紙申上候間、何卒御憐愍之御沙汰を以、御先例之通被成下候様偏奉願存候、以上

天保十二年五月

法音寺

覚

去年十一月中、笹野仁王門類焼之節、禁札并外廻りシヤク共ニ焼失仕候、依之祭礼前新規御建被成下候様夫々ニ御申渡被下度奉存候、以上

天保十二年五月

法音寺

御役所

来月十七日より十九日迄 観音堂洞突ニ付とうつき木其外水原ニ入用之分青葺式貫目御代払被成下度由申立候處、先例も有之候哉、猶詮義之上以別書申出候様寺社奉行迄達有之由申来、御先例を以申上候間、宜ク別書を以御取成被下度段、以書面寺社奉行江申越候事
申立候諸品笹野建替之帳面ニ印置之

此度申立候諸品

大工小屋道具茅共ニ三十二本 柱長式間物 十四本 下屋柱壹丈一尺十
四本 梁三間物 式拾八本 細首長壹丈五尺 拾四本 短柱壹丈物 拾本
桁長式間四寸角 二本 桁長三間物四寸角 七拾六丁 下貫付式間物 拾壹
本 台輪長三間物 八本さし 野居長七尺 拾四本 同四尺物ト 八十位、
茅うす葺ニ而洞突いたし候ニ付被成下度諸品左之通式本洞突長三間半物
四本柱長三間半物六本貫付 本堂上道具不足分 九本 梁長五間物 九本
小屋梁長三間 拾式本 細首長壹丈五尺 三拾式本 小屋ツカ長壹丈三
尺五寸六寸角 三拾式本 小屋ツカ壹丈物 右不足之分被成下度奉願候、
以上

覚

法音寺

右者笹野 観音堂再建ニ付大洞突之諸材被成下度由申立之通相濟候間、
最寄之御林より可被相渡候、以上

一式本 三間半元口壹尺五寸・末口九寸位 洞突(但松木にて)

一八本 三間半五寸五分角 クモテ柱

一六本 式間五寸ノ七寸 貫木ノ付

天保十二年七月十二日

御役所

山林方 但、七月十四日大森ニ而御渡ニ相成候

覚

一九本 下梁長五間物 一九本小屋梁長三間物

一拾貳本 細首長杓丈五尺 一三拾貳本 六寸角小屋ツカ

長杓丈三尺五寸 一三〇貳本 小屋ツカ杓丈物

右者笹野 観音堂再建之處、上道具不足ニ付右之通被成下度由申立之通相濟候間、如前々可被相量候、以上

天保十二丑年七月廿七日 御役所

山林方

覚

法音寺

右者笹野 観音堂洞突水原ニ相用候下芋式貫目安永五年四月三日以御先

例御代払被成下度申上候處、御濟口左之通

笹野 観音堂洞突水原ニ相用候下芋式貫目御代払被成下度由申立候處、

下芋拾抱御代払被成下段相添候付、如前々可被相量候、以上

但、差懸り候儀ニ付早速可被相払候、以上

天保十二丑七月六日 御役所

青苧御藏

覚

右者笹野 観音堂再建ニ付来ル十七日より十九日迄致洞突候ニ付為諸締役目之者三人ツ、御差出被成下度由申立之通相濟候事

七月六日

覚

一拾把 青苧

右者御代払ニ而請取申處実正也、仍如件

七月六日

法音寺納所

青苧御藏

以書付奉願候事

拙僧儀当寺住職被 仰付拾壹ヶ年相勤、御丸入共ニ都合式拾式ヶ年御

威光を以無滞御奉公相勤、当歳五拾六罷成候処、近年病身ニ相成、療養

相尽候得共、快氣之程無覺束存候、依之住職御免被成下度奉願候、奉願

候通被 仰付於被下置ハ難有奉存候、右之趣宜御取成奉願存候、以上

天保十二年十二月

法音寺

廣居又左衛門殿

窪田 半四郎殿

同月六日、於色部弥三郎殿御宅閑居願之通被 仰付候事

右ニ付同月十九日塩野村延徳寺江引越ニ相成候事

一同十七日、御用之儀申来候儀者大乘寺江御用之儀有之候付、寺社奉行

窪田半四郎同道、登 城致候様申来候、即刻為御請御家老江罷出候事

同十八日四時、窪田半四郎同道、登 城之上、法音寺住職被 仰付候

事

一当寺住職被 仰付、難有仕合奉存候、依之笹野 観音堂再建之儀、猶

以抽丹誠粉骨細身相尽、何卒三ヶ年之間成就仕度意願を以大施主渡部

伊右衛門始として大施主一統江懇切ニ相頼候處、各方尤ニ聞受猶々厚

助精可致旨申具候事

安永七年、笹野 観音堂建替之節、葺艸一式被成下候段、記録ニ相見

申候、此度茂御先例之通壹式万五千、すくろ六百ノ被成下候上ハ難有

仕合奉存候、此段宜御取成奉頼存候、以上

天保十二年六月十一日

法音寺納所

寺社御奉行所

此度笹野 観音堂再建ニ付御作事屋頭御懸ニ御座候得者、御役場御用等
ニ而日々御出被下候事茂不相成趣ニ御座候、右杣高者四百五拾金有餘ニ
而最早大工共日々式拾人余取懸置候處、手廻り之者差配等ニ而中々行届
可申様無御座候、右普請之儀者以御先例諸材葺艸等迄被成下、其上先達
重拝借金をも奉願置

上之御普請所同様とも可申程之大普請ニ御座候得者、万端不蒙 御威光
候而ハ取締茂不相立訳ニ付、何卒其向相応之御役人御撰御申付被下候様
仕度存候、左候ハ、諸向出精格別相成不日成就可仕と存候間、此段御
伺申上候、以上

天保十二年六月

法音寺納所

寺社御奉行所

覚

法音寺

一貳万五千抱

正萱

一六百メ

すくろ

一三百六拾メ

正すくろ

一貳百四拾メ

代渡り

代拾三貫四百四拾文

但、壹貫ニ付五拾六文ツ、

右者笹野 観音堂建方ニ付萱すくろ被成下度よし申立候処、右之通被成
下相済候間、如前々可被相量候、以上

天保十二年八月

御役所

御作事屋

覚

寺社方 法音寺

一貳百拾四貫貳拾文

幸徳院、文政五年十二月元三百拾四貫貳拾文之内

文政十一年三月中百貫文相渡し残如上

一七拾貫文

右同寺文政十二年より天保十二年迄追々備返候分、

以上

メ貳百八拾四貫貳拾文

右者 観音堂建立ニ付御金蔵御預り被成下候修葺料御下ヶ被成下度由願
之通、尤追而猶又相納度由申立之通相済候事、則御濟口ニ相成候ニ付十
二月廿六日御金蔵より請取

以書付奉願候事

拙僧儀不存寄当寺住職被 仰付、難有奉存候、然處天保四年中笹野 観
音堂社悉焼失致候節、先住高戒再建諸材奉願候處、御旧例之通早速御叶
於御林御伐立を以御渡被成下候ニ付、山取引付候迄ハ漸々いたし候へ共、
右造営之儀者大造之入用ニ而逆茂自力ニ難及、相對勸化奉願候處、是又
御叶被成下、御家中始町在追々廻達致候處、一統奇特之寄附ニ相預、其
外施主中より之助力、彼是取合算詰いたし候處、柱素建屋根覆候迄之見
詰ニも当分不引足、依之數度施主中相拓致相談候得共、逆茂普請之見詰
無之無抛、棟梁共ニ猶又杣積相働差詰候様、折入而相頼候所無余儀聞受、
面々茂手伝之含を以分外ニ相詰候、左候而も百両不足ニ有之、右出方此
上一金之手配無之候ニ付、当年之造営に者難相移義に御座候處、斯勸化
其外取詰候上、当年を通し候而ハ何之年ニテ企可申見詰も無之、其上一
統江茂当三月より造営ニ取懸候趣を以勸化いたし候へハ世上之信義も失
ひ、第一被成下候諸材茂雨覆等も手当いたし置候へ共、年来之事ニ付最
早其内朽腐致候茂有之、無勿休次第第二御座候、随而先住高戒力を尽し折
角基業を企、終痛心いたし重遺命も有之處、不行立之拙僧ニハ御座候得
共、上江奉対世上江之信儀、先住遺命彼是相考候而、夜白悲嘆罷在申
候、依之当御時節柄幾度も恐入奉存候得共、金子百両無利足永年賦ニテ
拝借被 仰付下度奉願候、右返納者拙寺江被成下御知行五拾石、米銀共
二年々上納可致候、尤安永七年十一月中 観音堂再建之節拝借被 仰付
候御例茂有之候付、不顧多恐此段奉願候、偕又右上納不相済内万一遷化
ニ而も仕候ハ、後住別当職相勤申儀ニ付其者より上納可仕候、右天保

四年回録已後、先住高戒之心配、施主中之助誠、引続拙僧住職以來年々心肝を碎、当三月よりハ普請ニ取懸候方ニ仕候儀ニ付三月下旬より自力を以大工五六人ツ、無間断取懸置、追々之 雑用も不容易事御座候得ハ、指配斗も無覚束儀ニ付此上多少自力ニ可取配様無之、絶躰絶命之此際無抛奉嘆願儀ニ付、格別御勘弁之御沙汰を以願之通被 仰付於被下置者、先住高戒之基業茂相立、世上江之信義も不失、拙僧始施主中も一統難有各出精仕候而、再建成就仕候上者 観音之冥恵ニ茂相叶候得者、難有奉存候、右之趣何分宜御取成奉頼存候、以上

天保十二年五月

法音寺

廣居又左衛門殿

窪田 半四郎殿

此度 観音堂致再建度、法音寺より別紙奉願候通何卒御叶於被成下置者、拙僧共迄難有奉存候、実ニ此度者施主共格別出精いたし呉候事故、当年を通候而ハ不相成、乍去此上一金之指配も罷出、無抛奉願事ニ御座候、勿論方丈隠居等被致候上者無利足永年賦ニ被成下、後住之者引受、急度上納可仕候、何卒格別之御沙汰を以早速御叶被成下候様宜御取成奉頼存候、以上

天保十三年五月

宝蔵寺

金剛院

大聖院

長福寺

教王院

妙観院

延寿寺

安養院

蔵王堂

大乘寺

廣居又左衛門殿

窪田 半四郎殿

覚

法音寺

右者今般当寺住職被 仰付候所、天保四年中笹野観音堂焼失いたし候節、先住高戒再建相企、諸材奉願候通御林より御伐立を以被成下候へとも、造営之儀者莫太之入用にて迎も自力ニ難相叶、相对勸化願之通御許ニ相成、御家中町在廻達いたし候処、寄特之寄附ニ預り、其外施主中よりも助力、彼是取合算詰致候処、素建屋根葺候迄ニも不引足、施主中数度評判に及候得共、此上一金之取配も無之、当年之造営には難相移り、左候而ハ被成下候諸材朽腐恐入、随而ハ世上より之信義を茂取失候儀ニ付、被成下御知行五拾石を以年々上納いたし候ニ付、金子百両永年賦ニテ拝借被 仰付被下度申立候処、其段二者不相叶、格別之御吟味合を以金五拾両無利足式拾年賦ニテ御貸付被成下候ニ付、右を以取配造営ニ取懸候様相濟候事

天保十三年八月

以書付奉願候事

観音堂建立ニ付追々 御威光をも被成下、随而以他力普請ニ取懸り申所、諸職人作料・諸色之代料、当年中ニ可相渡分、不容易金高二御座候、然所時節柄勸化金濟寄無之、本止と行当窮迫仕候、依之多恐之至存候得共、御金蔵ニ而御預り被成下候修覆料元錢、此度皆式御下被成下度奉願候、扱又此末修覆料自力ニ無覚束存候間、猶又追々相納度存候、先年茅替之節御下被成下御振合を以御叶被成下度奉存候、此御時節彼是奉願候義、不本意ニ御座候得共、無抛奉願候、両様之趣宜御取成奉頼存候、以上

十一月晦日

法音寺

窪田半四郎殿

天保十四年

御伺之覚

笹野 観音堂御普請御威光を以大数出来仕候付、此間大工棟梁共より三月晦日柱立、四月廿五日棟上ケ、五月十四日屋根成就、六月十日入仏二相成段、書物を以申出候、然所安永年中建替迂座供養之節も伺之上、御郡内十三ヶ所江為知之板札相立申候、此度供養迄二ハ至兼候得共、段々御威光被成下、随而御郡内勸物を以斯迄之成就ニ茂相成事ニ付、御武運長久国家安全之意願を以六月十日迂座之節、大曼荼羅供修行仕度存候、依之右両様為知之札、幸徳院寺号を以先例之通諸所江相立申度存候、此段宜御沙汰可被下候、以上

二月

法音寺

窪田半四郎殿

但、御濟口ニ相成候事

棚橋 内記殿

釘かすかい之覚

一三千本 正五寸釘 拾貳貫目位 一千五百本 正四寸釘 九貫目位 一千五百本 正三寸釘 六貫目位 一千四百本 御蔵三寸釘 一千五百本 並三寸釘 一五千本 御蔵板付釘 一壺万本 四分板釘 一壺万本 並板付釘

一五拾本 つりかね壺本ニ付四百目位

メ九行

一百本 三寸かすかい 一百本 四寸かすかい 一五十挺 五寸同

一五拾挺 六寸同

メ四行

右者此度笹野 観音堂普請之処、多分之入用相懸り自力難相及、御時節柄恐入奉存候得共、右本数御恵弘被成下度奉存候、以上

二月

法音寺納所

御役所

覚

一三千本 五寸釘 一千五百本 四寸釘 一九千本 三寸釘 一五千本 大板付 一壺万本 壺寸三分 一壺万本 九分

右者先達而御代弘願出候処、此分斗申出候様申来候間、則書拔、又々差出候事

笹野 観音堂御普請屋根成就之上、六月十日入仏ニ付為知之立札奉伺候処、御叶被成下候付、在々江相立候板札相送歩行夫式人御渡ニ相成候様、御濟口可被下置候、以上

三月

法音寺

笹野 観音堂普請成就之上者、六月十日奉入仏度其節供養迄二ハ相成兼候得共、大曼荼羅供修行仕候付、右為知之建札仕度旨伺之上被 仰付、難有奉存候、然二追而猶又供養仕候事ニ而ハ費用も相懸り迎茂行届兼候儀ニ付入仏之節一同供養之式迄相済申度存候、此段御伺申上候、以上

三月

法音寺

覚

右者笹野 観音堂普請成就之上、六月十日奉入仏度、其節供養迄者相成兼候得共、大曼荼羅修行仕候ニ付右為知立札致度由、先達而伺之通相済候処、猶又供養致候而ハ費用茂相掛候ニ付入仏之節一同供養之式迄相済度

旨、伺之通相濟申事

覚

法音寺

右者此度笹野 観音堂普請之处、諸釘鉢釣金多分入用之所、自力難相及候二付御恵弘被成下度由申立、左之通

一三千本 五寸釘 一千五百本 四寸釘 一九千本 三寸釘 一五千本
大板付 一壹万本 壹寸三分 一壹万本 九分 一五拾本 釣金壹本二
付四百 匁位 一百挺 三寸鉢 一百挺 四寸鉢 一五挺 五寸鉢 一
五拾挺 六寸鉢

右之通御恵弘申立之通相濟候間如前々可被相量候、以上

四月

御役所

御作事屋

一四月廿五日棟揚二付祝生餅配候所、左之通

一拾宛 御家老毛利上総様 同色部弥三郎様 御中老本間舎人殿

大目附木滑要人様 郡奉行 上村周蔵殿

寺社奉行 窪田半四郎殿

寺社奉行 棚橋内記殿 町奉行 本村清蔵殿 同須田水馬殿

御勘定頭 窪嶋多七殿 御役所役人筆頭 成田茂八殿

御代官 角善左衛門殿 同西与総右衛門殿 同佐藤太郎兵衛殿

同平井久右衛門殿 同氏江周助殿

笹野出役 若林総右衛門殿

覚

一八拾本 長壹間幅壹尺厚壹尺三寸廻石如上

一百式拾枚 式尺四方厚壹尺敷石如上

ノ式行

右者笹野 観音堂再建二付石工自分雇赤崩山二而石元被成下度、此段御
濟口可被下候、以上

法音寺納所

天保十四年四月十三日
但、御濟口二相成候二付御役所之裏書御作事屋直々差出す
表書之通可相量候

四月廿五日

御作事屋

棟揚二付寄進餅左之通

一千五百

南町中通

右者世話方 佐野川清次妻 会津屋与次左衛門妻 信州屋金左衛門妻

一三千三百三拾三

南町若者中

一五百

同町湯屋長四郎

一同

馬喰町林崎信右衛門

一同

同町佐藤久右衛門

一千八百

同町若者中

一千

龍町神明前两国屋

ノ九千式百三拾三 但、今町河井小路其外諸方より寄進二而式万余二相
成候間、追々詮義之上書載可申候

五月廿日 屋根成就二付具し餅寄附

五月廿日 屋根成就二付具し餅寄附

一三千

南町下通女中

一式千三百三拾三

大町中通女中

一五百

高橋六右衛門

一同

国分巳之蔵

一同

佐河江左衛門

一同

遠藤吉右衛門

- 一 同 山森左四郎
- 一 同 今野清兵衛
- 一 同 板谷彦総
- 一 同 南丁 最上屋忠兵衛
- 一 同 東町中通女中
- 一 同 同上通女中
- 一 御供餅 菅野村門前中

以書付奉願候事

此度笹野 観音堂新建普請成就之上、遷座供養執行、先達而奉伺候通被
 仰付難有奉存候、依之安永八年七月中新建供養之節為御横目御徒横目
 老入・伏嗅式人・固之足輕三人御差出被下候処、此度之儀者別段ニ御威
 光被成下、御役人をも御付ニ相成諸材・萱草等迄被成下、御郡中よりも
 重ク勸化申受候統、先年より茂定而多人数群集いたし可申ニ付而、天保
 五年以前毎年御祭礼之御例通御横目御差出被下度存候、左候得者固之者
 三人ハ御差出不被下候而宜御座候間、右代ニ御道具之内御鑓式本総躰御
 借渡被成下、長床御横目前江飾置候ハ、縮も嚴重ニ相成候儀ニ御座候
 間、此段宜御沙汰被下度奉願存候、以上

天保十四 五月 法音寺納所
 寺社御奉行所

- 五月廿日屋根成就ニ付具シ餅御方々様江 献上左之通
- 一 御本城御奥様江 拾
- 一 御西御奥様江 同
- 一 主水様江 同
- 一 瑞昌院様江 同

一町中勸化帰依之者老若男女ニ不限、御家中町在へ観音之旗を建テ建立
 ニ付志次第施財を求シ処、其内多勢ニ而群をなし濫りなる義も相聞へ
 候迎、町中一町ニ付一組五人相廻り、歳若之者不相成段、町役所より
 申渡候処、今日土橋北町・柳町之者八人斗ニ而相廻候由相聞、早速兩
 町之者共大町会所江呼付、役人春日利左衛門・野口熊次命令を犯し不
 届之者也と罵り、髮結之者呼寄、剃髮して尼ニなさんとせし、然処此
 日我等渡部広繫か宅江所用ありて罷越せし故、其事早速相聞、何ハ免
 も有れ角もあれ、畢竟 観音堂建立之志よりして町役之者ニ恥辱を与
 へられ、剩さへ利剃髮之沙汰など意外之不愆成儀と存早速会所江罷越、
 色々佗言を申出し候者兩人之町役も他ならぬ御菩提所之御直參御詫な
 れハ迎、猛火之恚を鎮め慈悲之心ニ翻り、以後心得よとて右両町之者
 を赦し、其上翌朝八海山江来り、昨日者万事恐入候次第也迎、謝辞を
 申述ぬ

四月

覚 法音寺

右者笹野 観音堂新立成就之上、六月十日遷座供養之節、祭礼之節之通
 御横目御差出被下、随而御鑓拵侍御借渡被下度由申立候処、其段者不相
 叶、安永年中之通り御徒目付・御足輕御固之もの御差出被成下段御済候
 事

五月

- 覚 一 御徒横目 老入
- 一 伏嗅組 式人
- 一 固之足輕 三人

六人

右者安永八年七月中笹野 観音堂建替供養之節、右之人数御差出被成下候二付此段申上候、以上

五月

法音寺納所

(棟札写)

八海山住宥善

聖主天中天

迦陵頻伽声

令法久住 天下泰平

奉再建観音堂宇為

利益人天 国土安穩

哀愍衆生者

我等今敬礼

上杉弾正大弼藤原憲斎(原文ママ、斎憲)公

天保十四卯年

助成沙門 西蓮寺住龍山上人

本願大施主 渡部伊右衛門廣繁

二世

殊者助成之壇越自他平等 也

安樂

房間次右工門 近

大工棟梁 飯酒盃 敏

洪谷嘉蔵 恭光

齊藤吉右工門 英棟

六月初十日 総世話人 高山林蔵 高包

郡奉行 木滑要人 政徳

色部弥三郎 篤長 同 上村周蔵 維道

奉行 寺社奉行 窪田半四郎 茂承

毛利上総 興元 同 棚橋内記 方矩

町奉行 本村清蔵 盛直

同 須田求馬 忠典

御勘定頭 窪嶋多七

同格 江部長左工門 忠辰

御代官 角 善左工門 御役所役 成田茂八 正貞

同 西 与総右工門 諸普請頭取 小山源助 綱寿

同 佐藤太郎兵衛 普請掛 今泉善次 忠一

同 平井久右工門 同 内須川伊右工門 宗美

同 氏江周助

御作事屋頭 小嶋秀之助 知方

同 池田壯蔵 利貞

高橋嘉左工門 信美 近野清兵衛 先肝煎 高山吉兵衛

高橋六右工門 栄富 板谷彦総 常忠 当肝煎 高山吉右工門

大 遠藤権兵衛 記恭 藤倉富蔵 義方 笹 村 役 高山宇左工門

岩間勘三郎 義知 中村宗四郎 豊昌 野 欠 代 大木宇左工門

施 中村伊右工門 能昌 鈴木孝助 廣愛 村 村 役 安倍八郎 左工門

寒河江佐右工門 井上甚兵衛 廣寿 役 同 伊藤次三郎

主 遠藤吉右工門 米野次左工門 徳致 中 同 遠藤四郎 右工門

河村半兵衛 安成 山森佐四郎 先欠代 遠藤市右工門

神尾安右工門 嘉智 齊藤伊右工門 富秋 加藤勇七

国分巳之助 徳政

六月四日本尊供莊嚴道場法音寺

六月六日卯之刻

一火伏不動(六月五日大万茶ヲ供習試、大乘寺)

同 同 午之刻

一光明三昧

同 七日 卯之刻

一四箇法要

同 同 午之刻

一理趣三昧

同 八日 卯之刻

一懺摩法

同 同 午之刻

一法華誦誦

同 九日 卯之刻

一大般若

同 同 午之刻

一大施餓鬼

六月 十日

一大曼荼羅供

配役

唄師

散華

同

前讚

後讚

大乘寺 雄專房

長福寺 元岳房

大聖寺 天眼房

宝光院 天識房

法性院 龍寛房

藏王堂

延寿寺

大乘寺

安養院

林泉寺

日朝寺

法泉寺

極楽寺

西蓮寺

法音寺

回向

誦經

咒願

堂達

磬役

讚頭

合鉢

鏡持

同

十弟子

同

同

同

從僧

同

同

同

庭行事

同

壇行事

同

承事

同

同

持幡童

同

藏王堂 東阿房

安養院 天老房

教王院 大惠房

大光院 旭秀房

高福院 豊岳房

积迦院 智順房

一音房

慶明房

淨嚴房

大雄房

觀蓮房

栄嚴房

桂岳房

千明房

知音房

輝山房

林岳房

正福院 神龍房

円明院 瑞苗房

長嚴寺 密門房

宝積坊 芳善房

持明院 興運房

弥勒院 良春房

淨福院 徳乘房

阿弥陀院 啓雲房

松寿丸

竹寿丸

法螺 梅龍院
同 金藏院

以上

庭儀行列

雜色侍同白丁法螺 金藏院 庭行事 円明院
雜色侍同白丁法螺 梅龍院 庭行事 正福院

鏡持 淨嚴房

合鉢 一音房 道麟房 英順房 高福寺

讚頭 釈迦院 明運房 宝積房 美順房

鏡持 慶明房

宝光院 兒子 普門院 宝藏寺 大聖院 妙觀院

法性院 兒子 大光院 金剛院 教王院 安養院

藏王堂 雜色侍 持幡童 大阿 執綱 十弟子

大乘寺 雜色侍 持幡童 執綱 十弟子

觀蓮房 桂岳房 從僧 智音房 林岳房 大鑑

大雄房 英嚴房 從僧 千明房 輝山房

延長寺 村役中

延德寺 廣繁 大施主中 高橋嘉左工門 高橋六右工門

金藏院 村役中

遠藤權兵衛 岩間勘三郎 中村伊左工門 寒河江左右工門

神尾安右工門 河村半兵衛 遠藤吉右工門 近野清兵衛 鈴木孝助

中村宗四郎 藤倉富藏 井上甚兵衛 板谷彦総 米野次右工門

国分巳之助 山森左四郎 齊藤伊右工門 小林文三郎

情野七右工門 石井半兵衛 林崎拾次郎 村役中

高山吉右工門 高山吉兵衛 大木宇左工門 伊藤次三郎
安部八郎兵衛 遠藤四郎右工門 勇七 市右工門 佐上右工門
総施主中

笹野 觀音堂再建ニ付段之 御威光被成下候故、無滯志願相果し候条、
難有奉存候、此度普請成就仕候間御届申上候、以上

天保十四十月

法音寺

高戒尊師之向基請祭文

夫臣大悲仁德娑婆堪忍、法界縁起一心菩薩誓願他ニ度為レ本衆生ニ無辺法
門無辺神変不思議、茲叶ニ妙智力ニ畢哉、数年蒙レ霧忽啓レ時哉、爰到誓ニ
入仏ニ七宝莊嚴滿堂玲瓏、万荼供養修行成滿、昨年我又向尊伸意定知是
由、成就端相設住諸欲猶如ニ蓮華ニ不レ為ニ容塵ニ諸苦所染以ニ明眼ニ見勸
善懲惡人之仰道恭儉揖讓守礼勤行国家安穩上下和睦家内長久根元薩埵然
則修レ善離レ苦得レ樂所得レ功德無量無辺形像刻行堂裏安底殷勤再三礼拝
恭敬是則莫成法教妙力再建成就功德無量法尔法然万代亀津要在斯、
右尊師向基、昨年諸志願笹野大悲閣、当六月十日入仏卜暗不レ違ニ誓願ニ、
再建即成滿喜悦拜礼

示時天保十四癸卯六月 渡部伊右工門廣繁 敬白

天保十四年六月七日秘仏千乎地藏・多聞天・大黒天其外不レ殘新本堂江
内奉入仏遷座、暁子刻定式之通空殿へ奉ニ勸請一、千手法 有善法印
祭文 廣繁僧俗同声ニ南無大悲觀世音卜唱礼拝數百礼、畢而於 二本仏
前ニ大施主中家内面々教授仰有善法印

授戒血脈左之通

良譽諦觀智勇居士 江口利助

実譽相觀妙念大姉 同妻

宝鏡院	大譽了觀乘法居士	石井半兵工
円通院	歎譽法觀妙讚大姉	同妻
	元譽興觀壽昌居士	小林文三郎
	誠譽至觀妙壽大姉	同妻
	常安智定居士	情野七右工門
	性源妙操大姉	同妻
	中山松興居士	林寄重次良
	松室妙貞大姉	同妻
	寿山齡松道覺居士	杉原藤助
	金龜院富豪永壽居士	高橋嘉左工門
	月証院慈法妙蓮大姉	同母
	自得院德室貞表大姉	同祖母
	孝養院	同伯母
	鶴寿院富山栄昌居士	同伊兵工
	德照院寛容妙芳大姉	同妻
	二妙院有晋璫山居士	高橋六右工門
	蕉窓院唯阿妙心大姉	同妻
	自光院蓮室宥貞比丘尼	同母
	富有院寿福広運居士	同巳之助
	曙光院清輝妙祥大姉	同妻
	松岳院鶴翁寿仙居士	遠藤権兵工
	智昌院歛邦妙喜大姉	同妻
	德照院寿山万明居士	同総兵衛
	円通院仙齡惠昌大姉	同妻
	清光院寿岳全量居士	同総三郎
	真操貞室妙本大姉	同妻
	慶譽寿觀永昌居士	岩間勘三郎

	福衆院心譽信觀妙敬大姉	同妻
	慈雲院教譽受觀妙運大姉	同母
	宝池院龜峯仙真居士	中村伊左工門
	妙光院天然妙柳大姉	同妻
	実操院觀室妙貞大姉	同祖母
	長寿院松譽昌觀栄運居士	寒河江佐右工門
	玉光院篤譽信觀濟生大姉	同母
	積善院仙譽心觀栄壽居士	同仙藏
	芳緑院高譽運觀妙昌大姉	同妻
	大誰寛道居士	遠藤吉右工門
	松翠貞操大姉	同妻
	如松院大心安齊居士	川村半兵衛
	智松院紅顔花葉大姉	同妻
	松岳院仙応富永居士	同清三郎
	貞觀院清安妙操大姉	同妻
	栄正院積譽善觀栄慶居士	神尾安右工門
	実操院保譽善觀妙慶大姉	同妻
	祖山直道居士	近野清兵衛
	南山寿貞大姉	同妻
	当日庵月溪守彦居士	板谷彦総
	松蒼院彦室貞操大姉	同妻
	義方院富有昌壽居士	藤倉富蔵
	興運院保室妙操大姉	同妻
	福巖院和光貞淳大姉	同母
	福豊院孝思正順居士	中村宗四郎
	芳貞院寿岳良栄大姉	同妻
	鶴陵院仙齡智国居士	鈴木孝助

龜峯院仙室妙順大姉	同妻
永照院鶴室妙松大姉	同母
義質良勇居士	井上甚兵衛
蘭山妙芳大姉	同妻
永譽松觀妙繁大姉	同母
長譽生觀明鏡大姉	同妻
祥運院富山良貴居士	国分味之蔵
貞光院理操妙智大姉	同妻
得信院純譽孝觀慶運居士	山森佐四良
貞操院蘭譽香觀妙薰大姉	同妻
豐德齊大光富秋居士	齋藤伊右工門
玉簾院明室貞鶴大姉	同妻
惠日院松山妙照大姉	同母
金剛院惠日和光居士	鈴木久兵衛
宝珠院依真增光大姉	同妻
鏡寿院円譽妙觀清光大姉	九里三郎兵工
願主社遍譽照阿廣繁居士	渡部伊右工門
宝池院白譽蓮阿妙照大姉	同妻
一心院專譽貞觀妙惠比丘尼	同母
清光院松譽栄觀妙操大姉	同たみ
金剛院宝譽瓊觀広豊居士	同伊三郎
生善院瑞譽照觀貞寿大姉	同妻
養心院繁譽松觀寿栄居士	同長吉
安心院松譽蓮觀妙寿大姉	同妻
孝徳院輝山永昌居士	同長助
福衆院仙室妙寿大姉	同しげ
積善院	同伊助

豊有院至譽幸觀妙福大姉	同もと
利益院敬譽愛視寿仙大姉	同この
延譽昌觀広寿居士	渡部伊兵工
貞譽盛觀妙栄大姉	同妻
鶴譽昌栄居士	情野清蔵
運譽妙昌大姉	同妻
福聚院仙室妙寿大姉	齋藤勝次妻
松山貞寿大姉	同のぶ
宝蓮院秀香妙操大姉	鈴木みや
安心院孝須妙和大姉	中村わさ
寿高院長昌忠誠居士	江部長左工門
松岳院仙翁良義居士	小寫秀之介
義光院智山忠栄居士	池田壯蔵
勇心院秀山義豊居士	今泉善次
義運善心居士	内須川伊右工門
有信頭功居士	内須川伊右工門
孝感昌運居士	佐蔵総右工門
武徳良雄居士	長谷川与作
保志忠安居士	星忠益
觀明得智居士	黒寄忠太
大悲院淨灌得居士	高山吉右工門
貞寿院徳譽妙円大姉	同妻
仏母院一道妙蓮比丘尼	同母
唯阿院普觀法深居士	大木卯左工門
晴雲院光月蜜照居士	高山卯右工門
教実道悟居士	伊藤次三郎
即朗明証居士	阿部八良兵工

識寿栄誉居士 遠藤四良工門
 実言院宝山自樂居士 高山吉兵衛
 松岳喜院居士 市右工門
 密嚴道誉居士 祐七
 勝義道教居士 佐五右工門
 宝山妙鏡大姉 高山卯兵衛妻
 実操妙昌大姉 高山佐五右工門妻
 松誉貞栄大姉 高山吉兵衛妻
 孤翁常松居士 房間次右工門
 貞巧秀智居士 飯酒杯 鼎
 智迺明慧居士 渋谷嘉藏
 寿山道喜居士 齋藤吉右工門

(木札図)

表 長耆尺六寸

千手千眼觀世音菩薩 大円満無礙大悲心陀羅尼

(梵字) 幅
 五
 寸
 か
 ね
 し
 (梵字二字)

右ウラ江

爰惟我笹野

大非閣再宮護持大施主渡部伊右衛門廣繁深嗟造宮之廢發願帰依勞心於此者既累年矣結香縁於十方致感通於五民比年之間群然子來爭北異就工而拳家渴仰取供費者不可勝計矣今乃得以全竣其功焉堂構莊嚴輪困奩爛有光於前無朽於後足以下薩埵之歡喜矣嗚呼汝之功德高哉、大乎非汝之篤志安能觀造立於今日矣哉、亦其以薩埵之心為汝之心則薰為和順家門倍昌除災与樂子孫長久余故永伝之於当寺使当寺世世丹誠祈念持厚於汝家今先授王璽於汝以為永世大鎮護符
 天保十四癸卯年六月初十日 八海山菩提心院大阿闍梨有善欽白

觀音堂焼失後改覚

(爰惟我笹野 大悲閣再宮大施主遠藤権兵衛記恭父記通)

一千手觀音・羽黒権現 秘仏 薦包
 一御前仏 三尊
 一大黒天 一体
 右式行、遠藤吉之助好賢依不思議之告寄進
 一神鏡 一面
 瑞昌院様御寄付
 一仏具 一面
 一(梵字)字香炉 一ツ
 一唐金燭台 二本
 一同花立 二ツ
 一大師水鏡御影 一幅
 一仁王尊 運慶作秘仏 二体
 一同御前仏 黒スハキ厨子入同
 一如意輪觀音 毘沙門持国天一軀
 附モツコーゾシ入
 一十六善神 宥日法印御筆 一幅

一三十三観音 掛物 一幅
 一普賢延命像 一幅
 一戒躰箱 般若之法則一帖
 一 千手法 一帖 入一
 一 地藏法 一帖
 一香炉 一
 一供備菜 二ツ
 一観音御宮殿 真鍮錠鍵共二一宇
 一大磬 台共二功付有り 一面
 一同 平生用 同
 一錫杖 一本
 一鉄行灯 金銅張 二ツ
 一同燈籠 同
 一同 小 同
 一瀬戸花立 二ツ
 一朱塗燭台 二本
 一神酒錫 二ツ
 一三宝 二膳
 一礼盤 一疊
 一木綿戸帳 二ツ
 一薄縁 六枚
 一大挑灯 二ツ
 一座蒲団 一ツ
 一神鏡台 一ツ
 一鰐口小 一口
 一鰐口大 一ツ
 一修法壇 二牧戸附脇机二ツ 一通

同二牧戸附礼盤手疊共
 一大莊嚴経論 五冊
 一撰大乘論 二冊
 一無相思塵論 一冊
 一撰大乘論釈 八冊
 右四行一功経之内不足二付此度從京都差下致寄附候
 一真鍮燭台 二本
 一同ハリリ花立 二ツ
 一唐金大花立外箱入 二ツ
 一護摩炉 一ツ
 一鷹木燭台 一ツ
 一銅網 二張
 一掛物 暘谷筆 一幅
 一衣桁 一ツ
 一御芥桶 二ツ
 一御聖体 モツコーヅシ入 一体
 一大般若外箱 蕨手付 六ツ
 一赤地錦戸張 一張
 一杉根丸煙草盆火入灰口欠共二 一膳
 一行器 一ツ
 右五十三行高戒代寄進
 一大般若経 六百卷
 一 邑中寄進
 一十六善神掛物 一幅
 渡部伊右衛門廣繁寄進
 一千手之幟 二流
 一地蔵之幟 二流

村中之寄進

右天保四年正月相改候分、已下

本堂再建已後宥善代渡部廣繁一志於莊嚴修造劇忙之餘暇募於寄附四方未
滿一記棒宝前仮分

左之通

覺

一千手觀音

一軀

高畑徳門上人寄附

一同厨子

一ツ

寒河江佐右工門寄附

一不動明王

二体

愛染明王

桐町中通寄進、發願渡部廣繁

一高戒法印像

二体

大施主中寄附 發願渡部廣繁

一西国三十三観音蓮花掛物 一幅

高山吉兵衛寄附

一御神馬

二疋

大町下中通寄附 發願石井半兵工

一唐金燈籠

二基

同 寄附 同

一大黒天 大仏

一体

南町中通寄附 發願渡部廣繁

一寶頭廬

一体

馬口旁町 寄附 同

一子安地藏

一体

同 寄附 同

一錫杖 寄附 一振

東町下通 寄附 發願藤倉富藏

一真鍮掛燈籠 寄附 二基

同 寄附

一花形壇 寄附 一ツ

北町蓮中寄附 發願渡部廣繁

一磬子 差渡一尺三寸唐用台共二 一ツ

發願渡部廣繁

一木魚 寄附 一ツ

大施主中寄附 同

一數燭台 寄附 二基

同 寄附 同

一賽錢箱 寄附 一ツ

同 寄附 同

一神酒木瓶 寄附 二ツ

染屋藤兵衛寄附

一大三方 寄附 三ツ

劍重吉次寄附

一真鍮御膳器 大物 寄附 九ツ

南町女中連寄附 發願渡部廣繁

一礼盤畳 寄附 二ツ

豊屋忠兵衛寄附 同

一紺地錦水引 寄附 一通

渡部廣繁親類中寄附

一赤地錦戸帳 寄附 一掛

大町上中通女中連寄附發願 廣繁

一天蓋	一ツ	紺屋町 寄附	発願鶴吉
東町中横町寄附	発願 同	一擬宝珠	六ツ
一施無畏学 龍昶筆	一面	渡部廣繁寄附	
保志忠益寄附		一同	二ツ
一大鰐口	一口	遠藤権兵衛寄附	二ツ
笹埜村中寄附		一同	二ツ
一大鰐口緒	一掛	高橋六右工門寄附	二ツ
寒河江佐蔵母寄附	一掛	一同	二ツ
一同	一掛	寒河江佐右工門寄附	二ツ
和泉村るい寄附		一同	二ツ
一赤地錦戸帳	二ツ	神尾安右工門寄附	二ツ
小松村金子まつ寄附		一家根角風鈴	四ツ
一賽銭箱大銅綱	一ツ	中村伊左工門寄附	
大町上中通寄附		一黒四ツ椀	五十人前
一百燈台	二ツ	大施主中寄附	発願 廣繁
大施主中寄附		一順礼腰懸台	二ツ
一黒繻子水引両壇分	二枚	大施主中寄附	
瑞昌院様并西蓮寺寄附		一幸徳院雪隠	一字
一浅黄縮緬幡	二流	同	发願 廣繁
渡部廣繁母寄附		一唐銅大花瓶	一ツ
一赤地錦幡	四流	免許町寄附	
大町下中通	发願石井半兵エ	一本堂御目前唐銅燈籠	一基
一幡	四流	立町中通寄附	
立山通 寄附		发願主 梅津嘉兵衛	山口久兵衛 佐藤卯右工門
一大挑灯	二ツ	鈴木彦左衛門	井上長三良
大町横丁寄附	发願川村半兵エ	一本堂南放生池	一ツ
一花幔	四ツ	笹野邑中寄附	发願 廣繁

一額 御詠歌 一面

館山連中寄附

一獅子 幕共 一面

笹野門前寄附

一三重供備菜 二ツ

大町下中通寄附 発願石井半兵衛

一机 二脚

大町寄附 発願 廣繁

右五十五行

于時天保十五年甲辰六月十有七日於八海山改誌之後來十方之善男善女修故、増新祈現当二利者哉

渡部廣繁記之

覺 法音寺 閑居

右者笹野觀音堂長床江つね二置候槻四本、此度 御堂御普材に差上度由其筋江申出候所、寄特成義二付別御取上尤追而仁王門建立之節者替木被下筈に候事

嘉永三正月

「元ノ録」解説

(表紙)

元ノ録

笹埜観音堂建立

一金貳拾兩者 法音寺有善自分金御寄附

一金拾兩者 同寺より諸方勸化寄金請取

一金貳拾五兩者 渡部伊右衛門より町中勸化金請取

一金九兩壹分ト 近野清兵衛・鈴木孝介

錢四拾五貫貳百四拾文 立町勸金請取

一金五拾兩 法音寺より

右者建立ニ付

御上江拝借奉願申候所、二十ヶ年賦

無利息ニ而御貸付被成下候事

一錢五拾貫文 法音寺より寄錢請取

一金貳拾貳兩ト 渡部伊右衛門より大元帳

錢五拾四貫四百七拾三文 第一番目録金請取

一金拾三兩壹分貳朱ト 近野清兵衛・鈴木孝介

錢七貫六百貳拾五文 立町勸化金請取

一金三兩三分ト 法音寺より

錢貳拾九貫三百貳拾貳文

右者勸化寄金遠藤権兵衛へ御渡之分

十月五日、同人より請取

一金四拾兩壹朱ト 渡部伊右衛門より大元帳

錢三拾九貫六百拾三文 貳番目録金請取

一金四拾壹兩三朱ト 右同人より

錢拾四貫五百六拾八文 三番目録金請取

一金四拾九兩貳分ト 右同人より

錢貳拾九貫七百貳拾五文 四番目録金請取

一金拾貳兩三分三朱ト 右同人より大元帳

錢六拾貳貫貳百貳拾四文 五番目録金請取

一金貳拾五兩三分貳朱ト 右同人より

錢貳拾六貫文 六番目録金請取

一金四拾兩壹分ト 法音寺より

錢六百六十文 七番目録帳請取

右金法音寺より往昔

御上御金蔵江御願御預被成下

右御利足年々請取、観音堂修覆料ニ

致成候処、此度建立ニ付右金申下し候事

但し、右金追年相備可申事

大元帳目録七番ニ入

一金六兩壹分貳朱ト 渡部伊右衛門

錢貳拾五貫六百三拾五文 大元帳八番目録金請取

メ金三百七拾八兩貳分壹朱ト

錢三百八拾五貫八拾六文

兩替七貫四十文ニテ

此金五拾四兩貳分貳朱ト五百貳拾六文

合金四百三拾三兩三朱ト錢五百貳拾六文

右高之内金錢林方御普請、杣金之内

御作事屋御頭江御渡金左ニ

一金三拾兩也 六月 相渡

一金三拾兩也 八月三日相渡

一金七拾兩也 九月十五日相渡

一金五拾四兩也 十二月四日相渡

一金貳拾兩也 同 廿日相渡

一金九兩也 芋のからよし代中勘相渡

メ金貳百拾三兩也

一金拾三兩貳朱錢三百八拾壹文 諸町勸化諸入料

二ノ御丸十一ヶ寺・郷村勸化雜用金相渡、左二

一金五兩也 大乘寺江相渡

一金四兩也 延壽寺・教王院・妙觀院

右三ヶ寺へ相渡

一金貳兩也 藏王堂江相渡

但し、如上金高之内三兩壹分ト五十文雜用金錢

十二月廿八日渡部伊右衛門請取、大元帳へ付置

一金拾四兩貳分式朱 大乘寺名前通帳を以て、郷村勸化

錢貳百貳拾貳文 近物中村伊左衛門より買取候分如上

メ金貳拾五兩貳分式朱

錢貳百貳拾貳文

一金拾六兩貳分ト錢九百三拾壹文 法音寺年口諸入料メ高

右銘細左二

一貳分ト八拾四匁 中村伊左衛門払 一貳拾壹匁七分錢 川内屋藤右衛

貳分 錢七貫四百四拾文 拾壹貫五百五拾文 門払

一壹貫三百八拾文 八百や藤内払 一五貫七百八十文 玉屋久左衛門

一四貫六百六拾文 今野猪右衛門払 一壹貫六百十五文 小嶋弥左衛門

一三貫八百 川内屋奥右衛門 一六百廿三文 長谷部十吉払

八拾三文 払

一九貫百九拾壹文 成嶋村茂右衛門 一五拾九匁ト 大和屋伊右衛門払

払 貳貫貳百文

一八貫文 寄附札入料 一五貫四百七拾九文 川村半兵衛

払

一三兩三分ト 勸化僧中江渡

五貫八百文

メ金四兩壹分ト銀百六拾六匁九分、錢六拾七貫六百三文

此金詰メ拾六兩貳分ト九百三拾壹文

一金五兩壹分ト 手拭廿五反 奉書三拾數 美濃紙壹帖 水引三把

錢參拾貳文 右法音寺より進物、中村伊左衛門江払

一貳分ト壹貫文 立町若者札錢 一壹分一朱ト 手拭壹反・風呂敷

三百文 壹但し、進物

一壹貫六百文 暑中見舞、くつ粉 一貳百三拾六文 鍛治町・鉄砲屋

町中折代

一貳貫百九十三文 神尾安右衛門江 一壹朱百文 袋町樞取片付

進物料

一貳分式朱 相馬藤次江 一壹貫文 塩屋宗右衛門・松坂屋

貳百貳拾五文 筒突料殘錢払 仁介右兩人寄附錢紛失

一壹兩式朱 御祈所御初尾 一壹分之内 手拭壹反

壹貫七百文 車力駄賃 一壹分也 大工病氣二付

一四百文 薬代患二遣ス

一七百五拾文 板けすり大工三人 一壹兩三分式朱 大工夜着布段五

七百五拾文 ツ代藤や富蔵へ

わたし

メ金拾兩壹分ト 此金錢卯二月朔日、齋藤吉右衛門より請取

九貫九百三拾六文 大元帳へ請取ニ付置申候事

遠藤権兵衛量払算用

一 壹分貳朱 目録紙中折 一 三百八十文 法師熊次日料

拾貫七百四拾九文 筋引メ六拾六帖代

一百文 きぬ長も貳丈 一 貳朱也 善立寺御初尾

一 貳貫百十三文 いつのや善四郎払 一 拾九貫 笹野村建立当六月

五百拾九文 以前大工日料残払

払方総メ金貳百七拾九兩ト

錢四拾四貫三百三拾文

此金六兩壹分ト三百三拾六文

合 金貳百八拾五兩壹分ト錢三百三拾六文

総指引残而 金百四拾七兩三分三朱、錢百九十文

右之内

一金六拾兩者 御作事屋御頭御手形を以、普請金大工棟梁江相渡

残テ 金八拾七兩三分三朱、錢百九十文

右卯正月廿四日、正金錢有高元メ方

川村半兵衛預差置

右之通施主中立会、勘定目録仍如件

天保十四年正月廿四日 元メ役 川村半兵衛

同 渡部伊右衛門

右之通拙者共立会、勘定致ニ付各印形仍如件

高山吉右衛門

神尾安右衛門

藤倉富蔵

遠藤権兵衛

中村伊左衛門

中村宗四郎

高橋嘉左衛門

米野次左衛門

岩間勘三郎

鈴木孝介

近野清兵衛

遠藤吉右衛門

山森佐四郎

国分味之蔵

高橋六右衛門

板谷彦総

右之通見届候

小嶋秀之助

池田壯蔵

右之通見届候

法音寺 宥善

右之通見届候

江部長左衛門

小山源介

天保十四年四月十六日

二番目録勘定

一 八拾七兩三分三朱 錢百九十文 卯正月廿四日、錢金高

一 四拾八兩壹分一朱 渡部伊右衛門より大元帳

百六拾壹貫六百六拾五文 十番目録請取

一 百六拾九兩貳分也 右同人より十一番目録金請取

一 拾兩貳分三朱 右同人より同十二番目録金請取

三拾壹貫六百拾壹文

一 四拾壹兩貳分壹朱 右同人より同十三番目録金請取

百六拾九貫七百三拾五文
一四兩壹分ト 右同人より同十四番目録金請取

式百三貫貳百拾六文
メ金三百六拾貳兩壹分ト

錢五百六拾六貫四百拾七文

此金七拾九兩貳分ト三百七拾九文

合金四百四拾壹兩三分ト三百七拾七文

右高之内金錢払方左ニ御普請杣金之内

御作事屋御頭江御渡金左ニ

一金七拾兩也 三月二日相渡 一金六拾兩也 三月廿日相渡

一金六拾兩也 三月廿八日相渡 一金六拾兩也 四月十六日相渡

一金拾兩ト 四月十六日相渡 一金貳兩貳分式朱也 同日相渡

錢百八拾文

メ金貳百六拾貳兩貳分式朱、錢百八十文

一八兩貳分也 棟上之節 一金貳拾兩也 敷石

大工四人江祝義

一四兩三分也 大檀ヒンツル 一金廿三兩 江戸銅屋仁兵衛へ

高戒之像 貳分也 ぎほらし代

一五兩壹分ト 法音寺・金藏寺 一金貳兩三分ト 諸帳勸化

六拾三貫 ・西蓮寺 五拾貳貫五百三拾五文 諸入料

五百七拾七文 餅ふかし入料

一貳分式朱 諸方進物 一貳分ト 諸町たくはつ幢袋

壹貫五百八十文 五貫八百三拾貳文 木綿渡す

一貳貫五百七十文 紙代 一三百五拾文 車力料

一貳貫六百四十文 三拾三兩之兩替 一貳兩壹朱也 悪金取替そん料

横正月一七六、此度一七八

一壹分也 立町おやす箱棟紋代 一六兩 二ノ御丸十ヶ寺御領行
大工 勸化進物

一三兩也 米野次左衛門觀金分返ス
メ金三百三拾九兩三分壹朱

百貳拾九貫貳百六拾四文

此金 拾八兩壹朱六百五拾九文

合金三百五拾七兩三分式朱、錢六百五拾九文

差引金八拾三兩三分式朱之内貳百八拾貳文貫

右之内 貳番元メ請払役

一三兩三分ト六百八文 中村宗四郎江相渡

総指引 殘金八拾兩也

右之通今日勘定有金、拙者預置、工証録受、大工棟梁江御普請御成就之

節、右高八拾兩相渡可申、誓状之通目出度相渡可申候、以上

天保十四年四月十六日 川村半兵衛

清三郎

右之通我等立会勘定目録仍如件

天保十四年四月十六日 鈴木孝介

高橋嘉左衛門

米野次左衛門

斎藤伊右衛門

中村宗四郎

遠藤権兵衛

渡部伊右衛門

藤倉富藏

岩間勘三郎

高山吉左衛門

右之通見届候

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯藏

小山源介

右之通致披見候

法音寺宥善

天保十四年六月朔日

三番目録勘定

一三兩三分ト 錢九百九拾八文 天保十四年四月十六日目録勘定有金錢

一金拾六兩三朱 渡部伊右衛門より大元帳

錢百貳拾三貫八拾四文 十五番目録表請取

一金三兩三分ト 右同人より大元帳十六番

錢六拾九貫九百五拾貳文 目録表請取

一金拾兩貳分三朱 右同人より大元帳十七番

錢百四拾八貫三百九拾九文 目録表請取

メ金三拾四兩壹分貳朱、錢三百四拾貳貫三拾三文

右高之内払方左ニ

一壹分貳朱ト 血脈百五拾通入用 一壹兩也 馬口勞町江正金貸

貳貫八百六十文 但シいつのや

善四郎払

一三兩也 南町上通り正金貸 一拾貫五百文 二ノ御丸寺院・

但し獅々象奉納金ニテ

大施主・大工棟

梁・人足頭・村

役人

平山講中世話方

合テ

四拾貳人寄合入用

一壹兩也 藤倉次左衛門江

寄附金返ス

一三三分式朱 四月廿五日棟揚祝

三拾五貫 五月廿日くし祭、

三百八十四文 右兩度酒肴赤飯代

諸懸りメ高如上

一三貫八百四十文 施主中寄合入用

一壹兩也 柳町上通、

欄間寄附五兩之処

四兩之請取引、如上手伝

一壹分也 法音寺ニ而振舞入料

一壹分也 一拾壹貫 大元帳十五番

一貳分也 傾浄院

一五兩也 西蓮寺江謝礼

一八兩三分ト 六月十日曼荼羅

三貫九百五十文 供養入用

一壹兩也 六月十日朝、

諸寺院七拾人前

品川屋八右衛門江渡

一貳貫四百 鈴木孝介屋

九十文 立町若者江酒肴

一壹分ト 法音寺勸化

七貫八百五拾八文 入料万秀院

へわたし

一壹分ト 法音寺勸化

へわたし

一拾七貫八百文 神尾安右衛門寄附 一式両也 大乘寺・蔵王堂・安養

擬宝珠式本代 院・延寿寺 御初尾

寒川江佐右衛門江渡

一壺両也 西蓮寺施餓鬼御初尾 一壺両也 林泉寺御布施

一壺分也 日朝寺御布施 一式分也 法泉寺御布施

一式分也 大黒天像一体 一式両壺分也 真鍮御膳器九ツ

一廿貫文 土運ひ料、 一三拾貫文 敷石代中勘、

御郡割処へ上ル 御郡割所へ御渡

一壺両也 僧中廿三ヶ寺振舞料 一式両式分也 諸町世話人振舞料

一四拾貳貫 二ノ御丸十ヶ寺 一壺貫百五拾文 錢駄賃

九百拾壺文 郷村勸化入料

一五貫五百文 諸町次世話方 一式貫九百文 大町下通大挑灯

振舞入料 奉納之内手伝

一四百六拾五文 茶碗土瓶代、尾越半四郎江弘

×金四拾八両式分卜錢貳百貳拾三貫六百四拾九文

指引残而金貳分貳朱、錢拾三貫四百六拾四文

右金銭高、天保十四年六月朔日勘定有高弘方役中村宗四郎江預ヶ差置

右之通三番総勘定目録、仍如件

天保十四年六月朔日 寒河江仙蔵

高橋嘉左衛門

同 伊兵衛

川村半兵衛

同 清三郎

中村宗四郎

遠藤権兵衛

渡部伊右衛門

岩間勘三郎

高山彦右衛門

右之通見届候

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯蔵

小光源介

右之通致披見候

法音寺 宥善

天保十四年六月廿日

第四番目録勘定

一式分式朱、錢拾三貫四百六拾四文 天保十四年六月朔日、

目録勘定有高

一五拾貳両式分式朱 渡部伊右衛門より大元帳十八番目録受取

錢貳百四拾九貫百九拾五文

一式分式朱、錢五貫百四拾六文 右同人より大元帳十九番目録受取

×金五拾三兩三分式朱、錢貳百六拾七貫八百五文

右之内弘方左二

一三貫八百六十三文 遠藤権兵衛量 一壺貫四百文 川村半兵衛量

壺貫四百七拾貳文

酒笹野送り車力

式貫三百八十五文両国や請合

赤飯ふかし入用、餅米壺斗四升

米代共二

一七貫三百 寒川江佐右衛門量 一式貫六百 式百拾文明樽

十六文 壺貫七百七拾六文 八拾四文 太こん

式貫三百三十四文 人足

手拭十式本

四貫八十文らうそく立四通 百四十文 中折

壹貫四百六十文人足料

大桶損料 一 壹貫六百元 御供物菓子餅

一 壹貫三百文 万秀院江わたし

一 六百文 南町中通講中江 一 四百四拾五文 紙式帖

煮染振舞代

一 三百文 徳門上人江菓子代 一 百八十五文 すたれ三数

一 三両也 から戸鉄がなく 一 貳貫六百十壹文 八百や甚兵衛

但し西連寺江 へ青もの代払

一 壹分也 長巖寺供養之節 一 貳両也 下長井四人之雜用

僧中之宿礼

一 壹分式朱也 徳門上人御初尾 一 四貫五百九十文 車力料

一 三貫六百元 白木綿式反 一 七貫貳百元 大町下通銅燈籠式

五色いと共二 基奉納之元方より

手伝

一 八貫九百四拾文 高橋六右衛門 一 三貫五百 笹埜林蔵江払

長町北町勸化入料 九拾七文

一 四貫七百貳文 神尾安右衛門 一 金拾両也 法音寺御初尾

馬喰町南町勸化入料 一 金拾両也

一 拾貫百六十文 萬秀院量 四貫三百九十文 紙屋藤右衛門払

九百五十文 鳥の子 三貫百五十文 玉や久左衛門払

四百文 水引

貳百七十文 目錄紙 〆如上

壹貫文 水引

右、中村伊左衛門払

覚

一 金拾三両貳分ト錢八拾八貫貳拾文 廻り石総掛り敷石〆高

一 金三分ト錢百三拾貫六百八十五文 右駄賃〆高

一 錢三拾壹貫九拾五文 本堂裏前後山堀人足

〆金拾四兩壹分ト 錢貳百貳拾貳貫八百文

此金三拾壹兩壹分ト三百文

合金四拾五兩貳分ト三百文

右之内

一 三兩ト七貫貳百元 立町より燈籠之台石代奉納如上

立町より御群割所へ相渡り

一 五拾貫文 卯六月朔日、三番目録勘定御渡し

一 金貳拾兩也 卯四月十六日、二番目録勘定御渡し

〆金貳拾兩ト錢五拾七貫貳百元

此金八兩ト貳百四十文

合金三拾壹兩ト貳百四十文

指引金拾四兩貳分ト六十文 六月廿日相払

総指引殘金貳拾三兩三分ト錢貳百貳貫六百五拾壹文

一 金五兩ト錢八百九十文 大元帳式十番目錄表

渡部伊右衛門より受取

合金貳拾八兩三分ト錢二百三貫五百四拾壹文

右之内払

一 壹兩壹分式朱也 悪金扶 一 式朱也 萬秀院帳面五冊書写札

今泉善次・内津川伊右衛門量払口

一 七拾貫貳百元 李山すくろ 一 七拾貳貫 深治すくろ

三百九拾〆

壹〆ニ付百八十文ツ、ニテ 四百三〆

五百四十文 壹〆 百八十文ツ、ニテ

一拾貳貫五百文 谷地萱五千把

六人分人足日料

三人分人足日料

壹把ニ付貳文五分ツ、

メ貳朱、錢貳百四拾四貫六百五拾壹文

一三拾壹貫 芋のから百十六メ

右之内

一九兩也 飯酒盃よりよし援付之のから代御受取被成候分

六百四十文 壹メニ付貳百九十

一拾三貫四百四十文 被成下候すくろ御代渡りニ相成申候分

文ツ、

メ九兩卜拾三貫四百拾文

一拾三貫九百 被成下候かや之太賃

此メ替錢ニテ七拾七貫五百貳拾文

貳拾六文

一金壹兩也 池田良介江石山札

一壹貫五百文 五月廿三日より六月

一金三兩也 渋谷嘉藏十一ヶ年心

十一日迄夜番之者へ

御郡割所量 勞致候ニ付賞金

御賞分

総勘定入用

一五百十文 不動尊上り台付

一四貫六百 切石諸懸り

五人日料

今泉善次・内津川伊右衛門量工証録袖外払

一貳貫三百文 六月六日片付人足

一九百六拾五文 前机

十三人日料

一貳貫三百五十文 勸化札打付所

一壹貫貳拾文 六月八日片付人足

一八百七十文 大黒之台壹

六人分日料

帳たんす

一四百文 町人足貳人分日料

一三百七拾文 鉦金具ともニ

一壹貫三百貳拾文 六月十日五人分

一拾貳貫七百六十文 鱧口之尾

五人分日料

大具はん壹

一八百五十文 同十二日同断

一拾貫文 箱檀敷板塗賃

五人分日料

一三百文 御馬錠之穴板かね壹数

一五百八拾五文 被成下候すくろ片

一壹貫貳百文 風次下ヶ稻妻四本

付人足三人半日料

一壹貫五百文 腰かけ台貳

一八百五拾文 人足五人分日料

一九百文 立机五ツ

一百五十文 中繩三丸

一三百文 大立札式本

一貳百文 酒代

一壹貫文 大塔婆式本

一壹貫貳百文 六月十四日

一壹分也 屋ね吹祝儀

一五百拾文 六月十五日

一壹拾貫文 格子四数塗共ニ

一 壹貫七十文 額ふち塗共二 一 五百式十文 箱錠式ツ腰掛分
一 四百文 くさり式本、 一 三百八十文 箱錠壹地藏尊分

一 五貫四百五十文 勸化札場 一 壹貫五百六十 八百屋甚兵衛・
こしかけ台分 五間之処 式文 同藤内払

ノ壹分ト七拾八貫八百拾七文

今泉善次・内須川伊右衛門量

一 拾壹兩貳朱也 本山挽引料并柱釘代、林蔵江払

一 貳分也 石切頭五右衛門・伝右衛門江御賞

一 拾兩也 房間次右衛門・飯酒盃鼎・渋谷嘉蔵・斎藤彦右衛門

右四人御袖申上御普請御成就二候処、右棟梁共江勘定銘細工数、今泉善次・内須川伊右衛門并施主方渡部伊右衛門立会相改申処、工数千人

余懸り増、萬事信心之勸方凡金廿兩之不足二相立候、依之御作事屋頭御両公御郡割候處、御両公江御沙汰二相及申候處、格別之御吟味合を以、右之通被成下之

一 壹兩壹分也 今泉善次・内須川伊右衛門供養人足払

六月廿日正金錢有高

ノ金貳拾八兩三分ト錢貳百三貫五百四拾壹文

此金貳拾八兩貳分ト六百貳拾壹文

合金 五拾七兩壹分ト六百貳拾壹文

払方

ノ金貳拾兩貳朱錢貳百五拾貫五百七拾貳文

此金三拾五兩貳朱四百八拾貳文

合金六拾四兩壹分ト四百八拾貳文

總指引 金七兩之内百三拾九文貫不足

借用申金子之事

一金七兩也 通用金

右之通金高総勘定払方不足二付借用致御頼候處、早束御用立被下忝存候、出金次第無相違返済可致候、為後日仍如件

天保十四年六月廿日

法音寺 宥善

渡部伊右衛門殿

諸取之錢之事

一百三十九文

右者今般総勘定御取究之上、有錢高拙者共二御渡相成、慥二受取申處 実正也、仍如件

卯六月廿一日

河村清三郎

寒河江仙蔵

高橋伊兵衛

中村宗四郎

渡部伊右衛門殿

右之通総勘定目録、仍如件

天保十四年六月廿日

岩間勘三郎

渡部伊右衛門

遠藤権兵衛

河村半兵衛

中村宗四郎

寒河江仙蔵

藤倉富蔵

高山吉右衛門

法音寺 宥善

今泉善次

内須川伊右衛門

右之通見届候

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯藏

小来源介

天保十四年八月十四日

第五番目録勘定

一 錢百三拾九文 天保十四年六月廿日目録勘定有高

一 六兩式分ト 高山吉右衛門より請取

錢七拾六貫七百八拾九文

一 金四拾四兩三分式朱 大元帳二十一番

錢四拾九貫百貳拾壹文 渡部伊右衛門より請取

ノ金五拾壹兩壹分式朱、錢百貳拾五貫九百八拾九文

右之内払

一 金六兩式分ト 高山吉右衛門量 一 壹分也 南町上通

錢七拾六貫 払方 獅子之象奉納江手伝

七百貳拾八文

一 貳貫八百文 八百や甚兵衛払、 一 壹分ト 成嶋村石切

遠藤孫左衛門江 壹貫貳百文 蜂屋布段損料

赤飯之礼

一 三分式朱也 八百や彦左衛門江 一 壹兩也 高戒法印御廟所

法音寺台処払 大光院江奉納

一 貳百六十文 笹埜迄酒駄賃 一 三分ト六十文 藤や次左衛門

黒椀五十人前・瀬戸皿数百

一 八百貳拾五文 人足料 一 七貫八百六十文 幸徳院た、ミ

甘帖表替

一 壹貫百九十文 亀岡村より酒寄附 一 拾貫文 同寺雪隠新建入料

樽代

一 金拾五兩也 工証録表彫物五行 一 壹貫九百八十文 中村伊左衛門

江紙代

一 拾九貫 今泉善次・内須川 一 三兩也 法音寺進物代ノ高

七百五拾八文 伊右衛門量 内壹分式朱ハ法音寺よ

笹野村林蔵払 り嶋壹反返り

一 貳兩三分ト 役寺十ヶ寺江 一 金七兩也 渡部伊右衛門江

四百貳拾文 六月廿日勘定借返済

一 三分式朱、錢壹貫百八拾七文 中村宗四郎量払

ノ金三拾七兩三分式朱、錢百貳拾四貫貳百六拾八文

総指引殘金拾三兩式分ト錢壹貫七百貳拾壹文

右之通五番勘定目録、仍如件

天保十四年八月十四日 寒河江仙蔵

河村半兵衛

岩間勘三郎

中村総四郎

遠藤総兵衛

渡部伊右衛門

大木卯左衛門

高山吉右衛門

高山卯右衛門

伊藤次三郎

今泉善次

内須川伊右衛門

法音寺 宥善

右之通見届候事

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯藏

小来源介

大乘寺隆興

安養院隆昶

延寿寺隆法

天保十四年閏九月廿六日

第六番目録勘定

一金拾三兩貳分下錢壹貫七百貳拾壹文 天保十四年八月十四日

目録勘定有高

一金拾九兩貳分下錢四貫四百七拾壹文 大元帳貳十二番、

渡部伊右衛門より受取

一金壹兩三分式朱錢廿六貫貳拾文 同廿參番目録、大乘寺より請取

一金五兩壹分下錢五百六拾七文 大元帳廿四番、

渡部伊右衛門より請取

ノ金四拾兩貳朱、錢三拾貳貫八拾貳文

此金詰メ四拾五兩下六百七文

右之内払方左ニ

一五兩壹分式朱 御堂前敷石手入敷 一五貫文 銅屋町観音堂建立寄附

七百五文 直し足シ石十棟御堂四方廻り石西取り

一金四兩也 西蓮寺江札

但シ、兩度ニて金七兩也、謝礼致候處、請不申段ニ而御返しニ相成、

大元帳廿一番江寄附ニ付置申候、然ルといへとも天保五年中より募太
之御世話御慈情被下候事故、御作事頭・御両恩江御沙汰之上寒河江仙

藏量を以、右之通此度礼致候事

一貳兩三分下錢壹貫八百五拾文 壹兩三分下壹貫五百文

雪垣筵三百五十數 三百五十文

右車力 壹兩也

船原釣りくわん針繩代

右ニて拾貫文程不足之處、高山吉右衛門引受致候事

瑞昌院様より

一貳朱三百五拾文 帶壹筋御寄附を 一貳貫五百 笹壱林藏払

以水引式本 十三文 但、大工人足

拵ひ、右不足之 石切酒肴代

切足し仕立代

一壹貫六百十六文 遠藤権兵衛量、 一貳分式朱 九月十三日万世録空

大元帳足し紙・ 殿江納

熊藏之日料紙代 五貫貳百七拾三文

大般若供養僧師十七

人、凡八十人程賄料

但し三原甚兵衛最上

や忠兵衛へ払

一五貫八百四文 勸化帳出し板 一四貫四百 勸化札帳場三間入用

十間五尺四寸 三十六文 斎藤吉右衛門払

はせや六左衛門払

一壹兩式朱 悪金三兩分式朱損 一壹貫七百 川村半兵衛へ酒代払

四百三十文 八拾四文

一金三兩也 御郡割所、御堂椽下貫 一壹兩也 法音寺、但し九月中諸

式通打附、 振舞、七度雜用凡廿四

御堂前川すみ石付 五貫文相懸り候、施主

中評判之上如上、青物

代御手伝

右中勘二御渡両口出来次第、追而本勘定可相成候事

ノ金拾八兩卜錢貳拾九貫七百六拾壹文

指引残 金貳拾貳兩貳分卜錢五百四拾六文

右之通総勘定六番目録、仍如件

天保十四年閏九月廿六日

川村半兵衛

同 清三郎

中村宗四郎

渡部伊右衛門

遠藤権兵衛

右之通見届候事

江部長左衛門

小嶋秀之介

池田壯蔵

小山源介

右之通致披見候

八海山現住宥善

一金貳拾貳兩貳分卜錢五百四拾六文 閏九月廿六日、六番勘定有高

右之内払

一金拾六兩也 手挾 一貳兩也 法音寺、諸方世話二相

右金御郡割所江上納

成候方江 白木綿拾三反代、

寒河江佐右衛門江払

一壹兩也 石井半兵衛へ礼 一壹貫五百文 大工江餅振舞入料

但し別書西蓮寺礼と同様

一百六十文 酒十盃代

ノ金拾九兩卜錢壹貫六百六十文

金詰ノ拾九兩壹分卜拾文

指引残 金三兩貳分卜五百三拾六文

右之通総勘定七番目録、仍如件

天保十四年閏九月晦日

遠藤総兵衛

寒河江仙蔵

渡部伊右衛門

高山吉右衛門

右之通見届候事

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯蔵

小山源介

右之通披見合掌二候

法音寺 宥善

天保十四年閏九月晦日

大勘定勸金寄高調

一金四百三拾三兩三朱、錢五百貳拾六文 大元帳第一番より第八番迄

金ノ高

一金三百五拾三兩三分壹朱、錢百八拾七文 大元帳第十番より十四番迄

勸金ノ高

一金三拾兩貳分貳朱、錢三百四拾壹貫四百三拾五文 同十五番より十七

番迄右同断

一金五拾三兩壹分卜錢貳百五拾四貫三百四拾壹文 同十八番より十九番

迄右同断

一金五拾壹兩壹分貳朱、錢百貳拾五貫八百五十文 同二十番并高山吉右

衛門、右両口勸金メ高
茶ノ役一メ四行
一金三拾壹兩貳分之内壹貫百拾四文貫
大元帳廿二番より同廿四番迄勸
金メ高

メ金九百五拾三兩三分ト

錢七百貳拾壹貫貳百貳拾五文

此金百九兩壹分ト百七拾五文

合金千六拾三兩ト錢百七拾五文

總一円勘定覚

一金六百八拾六兩 工証録大工江弘 一金拾三兩也 右御柚ニ而出来兼

壹分也 増金 一金拾壹兩貳朱也 元山木挽代

一金壹分ト 柚外大工作料 一金拾壹兩貳朱也 元山木挽代

七拾八貫八百拾七文 一拾九貫七百五拾 今泉・内須川兩 一金壹兩壹分也 右同断

八文 人量、人足料

一貳朱 右兩人量人足苧のから 一拾貫貳百四十文 勸化帳出板場

百六拾七貫 すくろよし・谷地 百三拾壹文 かやメ五行 處板代まし

一拾九貫五百十九文 寅ノ二月より 一三兩也 唐戸鉄金具まし

卯之六月迄

大工作料

一拾貫文 雪隠 一七貫八百六十文 幸徳院畳替

一三分ト五百廿文 黒椀五拾人前、 一四百六拾五文 茶碗廿・土瓶代

小皿百

一貳兩壹分也 真鍮御膳器九ツ 一貳拾三兩貳分ト ぎほらし肉

拾七貫八百文 貳十壹本

一貳兩貳分也 びむつる大黒天・高戒像・

石ノ部

一金四拾四兩ト 廻り石・敷石 一金壹兩也 池田良介石元山江札

七百八十五文

一四貫六百廿四文 右諸懸り 一壹分ト壹貫貳百文 右夜着布段

一貳分也 石切五右衛門酒代 一五兩壹分貳朱 右敷石直し・足

七百五文 し石十坪 廻り石面取

メ五拾壹兩貳朱ト七貫三百十三文

内貳拾兩ハ 六百八拾六兩壹分御柚之内江建込ニ相成、相渡

一金拾五兩也 彫物三拾行 一金拾六兩也 手挟

一金九兩也 林泉寺・法泉寺・極楽 一五貫文 銅屋町観音堂建立ニ

寺・西蓮寺・石井半兵

衛へ右礼致候處、御寄 付寄附 但し銅屋町より十貫

進被下候 文貫請、古仮堂具遣

惣御遣し被下候ニ付大 可申候処、新建立ニ

元帳へ御寄進ニ付置 付此方より五百文遣

候事

一二兩三分ト 雪垣入料 一金五兩也、 如上四兩也、

壹貫八百五十文

西蓮寺壹兩也 石井半兵衛へ謝礼

一貳朱三百五十文 瑞昌院様御寄進 一金四兩也 馬喰町・南町へ

水引懸り

金かし 此金高受取大元帳へ

入二印置

一 壹兩三分式朱七百五十文 大工江貸

此金請取大元帳へ入二印置

奉納品江六方より手伝左二

一 壹兩式分也 南町・柳町 一 式貫九百文 大町下通

欄間獅子象江手伝 燈灯式ツへ手伝

一 壹兩也 大町中下通燈籠江手伝 一 壹貫四百文 右釣り金ん代

一 壹兩也 北町講中大檀奉納江手伝 一 壹分也 南町上通奉納江手伝

一 式兩也 米埜次左衛門・藤倉次左 一 拾兩也 法音寺入料

衛門別段之世話を以手伝

一 四兩三分三朱、四百三十文 惣金銀損料

メ金八百四拾九兩式分壹朱

錢三百五拾式貫百三文

一 六五 此金五拾三兩壹分ト六百五拾三文

合金九百式兩三分壹朱、錢六百五拾三文

一 三兩式分ト 閏九月晦日惣勘定 一金三兩也 御郡割御量御縁通下

五百三拾六文 七番目録金有高 貫打付

御堂前川普請右料中

勘御渡置

総メ金九百九兩壹分壹朱、錢壹貫百八十九文

元勸金より払方

指引残 金百五拾三兩式分ト錢貳百貳拾四文

右百五拾三兩式分ト貳百貳拾四文、去天保十三寅年二月中、宥善法印御

頼を以御普請取懸り以來法音寺并二ノ御丸十ヶ寺郷村勸化入用諸進物町

施主式拾人并助力数百人、又者信心之男女たくはつ講中三千三百余人江

振舞入用、其節光明真言授ケ紙代割増之入料

六月四日・五日・六日・七日・八日・九日・十日迄、一七日大法修行日

替諸宗高僧招請・御賄・酒肴・御布施之入料、大曼荼羅供入用繁知參詣

之面々江赤飯酒肴せつたい入料、都而閏九月晦日迄之諸入用総高銘細前書を見て知り給ふへし

右一条勘定寒河江仙蔵宅ニおゐて

左之人々打寄勘定致候事

天保十四年閏九月晦日 渡部伊右衛門

遠藤権兵衛

川村半兵衛

中村宗四郎

寒河江仙蔵

岩間勘三郎

高橋嘉左衛門

米埜次左衛門

斎藤伊右衛門

井上甚兵衛

中村伊左衛門

藤倉富蔵

神尾安右衛門

鈴木孝介

近埜清兵衛

遠藤吉右衛門

板谷彦惣

高橋六右衛門

山森佐四郎

国分巳之蔵

笹埜村肝煎 高山吉右衛門

欠代 大木卯左衛門

長百姓 高山卯右衛門

同	伊藤次三郎	彫物師 出羽庄内 後藤藤吉	同	高山嘉久次	金子
同	安部八郎兵衛	同 出羽庄内 同 政吉	同	原田辰右衛門	仕立物 山口喜三郎
同	遠藤四郎右衛門	同 奥州福島 渡部茂吉	家根吹立木頭		
古肝煎	吉兵衛	同 山口利介	佐藤善次		
世話人	佐五右衛門		諸橋与市		
法音寺 宥善		鐵物師 情埜忠藏	元山 安部善藏	酒用 長谷部十吉	
大乘寺 隆興		同 佐次右衛門	同 遠藤作兵衛		
藏王堂 澄歆		同 大友利左衛門	奧師 中津川清次		小嶋弥左衛門
安養院 隆昶		木挽 片桐吉藏	同 鹿又栄藏		植木彦兵衛
延壽寺 隆法		同 林 初弥	青物 八百や藤内		鈴木奥右衛門
妙觀院 宥寛		同 同 三次	同 八百や甚兵衛		川村半兵衛
教王院 宥恭		同 内田弥市	同 八百や彦左衛門		河村伊七
長福寺 高泉		同 卯吉			張師 笹埜熊次
大聖院 龍晃		同 五郎吉			
金剛院 宥住		仏師 遠藤龜次	鑄物師 山形銅屋町	あら物 山田屋平兵衛	
寶藏寺 隆雅		同 横山権六	同 小西屋	同 品川屋嘉左衛門	
西蓮寺 龍山		金具 佐藤文七	仕出品川屋八右衛門	同 遠藤嘉六	
右之通見届申處実正也、仍如件		鑄物師 鈴木善兵衛	和泉屋佐五右衛門	同 大津屋半右衛門	
江部長左衛門		清兵衛	判木師 伊豆野や善四郎	菓子屋 玉屋久左衛門	
小嶋秀之助		江戸大門通	穀物師 大津屋半右衛門	同 越後屋孝左衛門	
池田壯藏		銅屋仁兵衛	同 木村藤七	塗物 瀬戸物	
小山源介			同 川内屋奥右衛門		
大工棟梁 房間次右衛門	人足頭 高橋三次	そはや はせ屋伊右衛門	紙屋 河内屋藤右衛門	塗物 藤屋須左衛門	
同 飯酒盃鼎	同 佐藤喜総次	同 最上屋忠兵衛	同 中村伊左衛門	小間物 辰巳屋長左衛門	
同 渋谷嘉藏	同 大西久米藏	同 長崎屋	同 山内題介	同 和嶋屋久兵衛	
同 斎藤吉右衛門	同 上埜久次	同 割出し町勘次	呉服太物 中村伊左衛門	同 大坂屋吉兵衛	
		塗師 武藤清太			
		石工頭 色部伝右衛門			
		同 五右衛門			
		同 作り花 太宰太兵衛			
		同 武藤清太			
		同 尾越半四郎			

同 信夫町伊三郎 同 寒河江佐右衛門 同 中村伊左衛門

同 吉野屋善次郎 溜醬油 会津屋嘉左衛門 油 小林文蔵

から笠 松葉屋総左衛門 卷数書 同 同文三郎

酢 柏屋太兵衛 二ノ御九二十一ヶ寺

らうそく屋 遠藤寛左衛門 材木屋はせ屋六左衛門 夜番熊次式人

同 山内題介 同 はせ屋倉蔵 同 亀次三人

同 大和屋伊兵衛 同 神尾茂兵衛 書帳写 木村

同 紀伊国屋猪之吉 同 小林利惣 同 鈴木利兵衛

同 西山吉兵衛 画師 中西峯次

同 遠藤権兵衛 右之外

染屋 新野藤兵衛 御領・私領数軒

同 加藤平右衛門

天保十四年十一月十四日第八番目録勘定

一金三兩式歩ト五百三十六文 天保十四年閏九月晦日目録勘定有高

一金拾三兩ト四貫九十三文 大元帳第式拾五番、渡部伊右衛門より受取

メ金拾六兩式歩ト錢四貫六百式十九文

此金式歩式朱ト五百四文

合金拾七兩式朱ト錢五百四文

右之内払

二三兩ト七貫四百文 大工棟梁四人より書出、

内須川伊右衛門立会、相渡

一式歩ト式貫式百文 十月十四日笹野幸徳院江

二ノ丸寺院大施主中寄合之料

一六八八文 大乘寺江下二井田村村方入用渡

一壹歩也 法音寺より諸方江進物代ニ渡

一式朱ト四貫八百五文 遠藤権兵衛より大元帳・元メ帳・公願録・工証

録、右四冊仕立諸懸

メ四兩壹歩ト錢拾五貫十三文

此金式兩壹歩ト百六十三文

総差引残

金拾兩式歩式朱ト三百四拾壹文

右之通今般改而拙者請取申處、実正也、仍如件

天保十四年十一月十四日 岩間勘三郎

右之通八番総勘定目録、仍如件

天保十四年十一月十四日 渡部伊右衛門(印)

岩間勘三郎

遠藤権兵衛

川村半兵衛(印)

中村宗四郎(印)

寒河江仙蔵

藤倉富蔵(印)

高山吉右衛門

高橋嘉左衛門

右之通見届申處、実正也、仍如件

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯蔵

小山源助

前書披見、合掌致斗り候

法音寺 宥善

天保十四年十二月十日第九番大勘定

一拾兩壹分式朱ト三百四十六文 天保十四年十二月十四日、

目錄勘定有高

一 壹兩ト拾貫五百文 大元帳第廿六番、渡部伊右衛門より請取
メ 拾壹兩壹分式朱ト拾貫八百四十六文

此金 壹兩式歩式朱百十六文

合 十三兩ト百十六文

右之内払方左ニ

一 式兩壹分式朱也 二九六ヶ寺江法音寺より礼袈裟六ツ代

一 壹分式朱ト四百文 藤倉富藏量、福嶋彫物師辺二度地払料

一 壹貫九百文 大工江六百文如斯・五百文ミそ・八百文賄如上

一 式百七十四文 大元帳たし紙

一 三貫七百年文 十二月十七日賄三ツ品甚■如上相総置、但し

式貫式百文 難穀・納豆・小豆・さとう

八百文 肴四重

七百文 酒の水盃

メ

一百五十五文 板札九枚

一 五貫八百式十文 勸化札張場決扱并札打付針代、大工人足并御拝前口

式人も板奥、齋藤吉右衛門より相渡

一 壹兩也 彫物師 藤吉・政吉江御賞

一 壹兩壹分也 銅燈籠壹ツ、鑄直し

一 壹兩壹分也 勘定入用、品川屋八右衛門江払

一 壹兩式朱也 かいな又三ツ彫

一 式貫八百五十文 和泉屋林藏、木挽引賃

一 式朱也 李山村新八・伝右衛門、すぐろ世話謝礼

メ 七兩式歩ト錢十五貫九十九文

此金 式兩壹分式百四十九文

合 九兩三分ト錢式百四十九文

指引錢 三兩壹分内、百三十文貫

右之通総勘定九番目錄、仍如件

天保十四年十二月十日 勘定宿番 高山吉右衛門

渡部伊右衛門

遠藤権兵衛

中村宗四郎

藤倉富藏

寒河江仙藏

川村半兵衛

岩間勘三郎

今泉善次

内津川伊右衛門

右之通見届申處、実正也、仍如件

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯藏

小山源助

前書披見斯相至ルも皆是大慈大悲之御方儀与難有合掌致斗り二候、仍

如件

法音寺 宥善

天保十四年十二月二十日 第十番総目錄勘定

一金三兩壹分内百三拾三文貫 天保十四年十二月十日目錄勘定有高

一金三兩式朱ト拾八貫六百廿九文 大元帳式十七番、

勸金渡部伊右衛門より受取

一金壹兩式朱ト四貫百七拾六文 残木入札御払、如上

一金壹兩也 赤崩山元礼壹兩之所三步遣引壹歩過、燈籠いなをし壹兩壹

歩之所式歩式朱遣引式歩式朱過、縁下貫打付作料三歩之所
式歩式朱遣引式朱也、過合壹兩如上

メ八兩式歩卜式拾三貫七拾七文

此金三兩壹歩式朱卜七百九拾七文

合金拾壹兩三歩式朱、七百九拾七文

右之内払方

一五百九拾文 千手尊像御影三拾六枚、唐紙中折并判松代

一三歩式朱卜四百五拾文 白龍門壹疋、施主方江遺物

一六六文 人足

一壹歩也 法音寺より彫師江酒代

一貳百文 書面箱代

一三貫文 川村半兵衛江酒代

一壹貫四拾文 平山村天神寺江村方入料

一七〇文 殘木御払二付入料

一貳朱卜六百式拾五文 八百や甚兵衛江払

一壹貫七百七拾式文 笹野林蔵払

メ壹兩壹歩卜八貫九百七拾七文

一貳朱也 三歩式朱也、兩替扶

メ壹兩壹歩式朱卜八貫九百七拾七文

此金壹兩壹歩卜七百廿七文

合式兩式歩式朱卜七百式拾七文

兩口指引殘金九兩壹歩卜錢七拾文 今日有高

右之通總勘定目錄十番、仍如件

天保十四年十二月廿日

渡部伊右衛門

岩間勘三郎

遠藤權兵衛

川村半兵衛

川村半兵衛

神尾安右衛門

寒河江仙蔵

藤倉富蔵

高橋嘉左衛門

中村宗四郎

高山吉右衛門

同 卯右衛門

鈴木孝助

今泉善次

内津川伊右衛門

建立皆成就

天保十四年十二月廿日

右之通見届候事

江部長左衛門

小嶋秀之助

池田壯蔵

小山源助

今泉善次

内津川伊右衛門

前書披見歡喜不堪、依之大施主中家門繁榮祈願生涯怠慢不可有者也、仍
如件

天保十四年十二月廿一日

八海山現住 宥善

天保十五歲六月廿四日第拾壹番總勘定目錄

一金九兩壹分卜七拾文 天保十四年十二月廿日、

第拾番勘定目錄金錢有高如上

一金貳兩一分卜拾壹貫貳百五拾七文 大元帳式拾八番勸金、

渡部伊右衛門より請取

一金貳兩三分卜四貫五百三十文 大元帳貳拾九番勸金、右同人請取

ノ金拾四兩壹分卜錢拾五貫八百五拾七文

此金貳兩壹分貳朱卜百八拾貳文

合金拾六兩貳分貳朱卜錢百八拾貳文

右之内払方

一貳貫三百文 植木彦兵衛江酒代払

一壹兩卜壹貫文 高山吉右衛門量、御堂南江新池笹野村中江寄進二堀呉

候様相頼之所、凡七兩之杣之所、寄進ニ致呉候ニ付赤

飯・酒肴貳百三 十人江振舞入料如上

一六貫三百文 六月十日法要般若執行、二之御丸御僧中御役人施主中笹

野村役中同以前中赤飯并酒肴振舞凡百人程右入料如上

一壹兩三分卜百五拾五文 本堂洩差、幸徳院葺替入料之内半金如上、

元方より出金

一壹兩一分也 西蓮寺江御堂皆成就ニ付法音寺より礼

一貳朱卜百五拾五文 紙代

一三貫八百文 高善寺大破ニ付手入料

一三百文 帳面写礼

一壹兩也 羽黒権現額面料

一五貫九百文 高山吉右衛門量、池堀人足酒肴代相渡

ノ五兩貳朱卜拾九貫九百五文

此金三兩卜百五文

合八兩貳朱卜百五文

差引残 八兩貳歩卜錢七拾七文

右之通総勘定目録十一番、仍如件

天保十五年六月廿四日 渡部伊右衛門

岩間勘三郎

遠藤権兵衛

川村半兵衛

中村伊左衛門

中村宗四郎

藤倉富蔵

高山吉右衛門

右之通見届候事

小嶋秀之助

江部長左衛門

池田壯蔵

小山源助

今泉善次

内須川伊右衛門

右之通見届候事

八海山有善

弘化三丙午年六月五日第十二番総目録勘定

一金八兩貳分卜七拾七文 天保十五年六月廿四日

第十一番勘定目録金錢 有高如上

如上金残高高山吉右衛門預是置候事

施主中総坪之上同人預ケ申候事

一金四兩貳分貳朱卜壹貫六百五拾五文 大元帳三十番勸金、

渡部伊右衛門より受取

ノ金拾三兩貳朱卜錢壹貫七百三拾貳文

右之内払方

一九百三拾五文 高山吉右衛門引替人足料渡し

一八百貳拾文 三原甚兵衛相払

一三貫文 山内題助私

弘化二年八月廿日大施主近野清兵衛大病と申様病ニ付元方評判之上病氣平癒之御祈禱見舞ニ致候入料左ニ

一壹分也 仏布施 一五百文 沈香

一百文 板札 一五百文 燈明

一八百文 御成わ菓子 一貳百文 御成わ餅

一貳貫文 五色絹幢五本 一五百文 五方作花

一六百五十文 散花

ノ壹分ト五貫三百五十文

一貳分也 大乘寺・藏王堂 一貳貫文 長福寺・大聖院・妙觀院・教王院・金剛院ノ

安養院・延壽寺御布施

五人御初尾

一貳貫貳百文 衆僧十一人江御初尾 一四百文 小僧三人同斷

一六百文 同式人江同斷

ノ貳分ト五貫貳百文

一貳貫文 良春房量、酒肴代 一貳貫八百 五十川郷忠兵衛量餅

四十五文 五拾人前入料如上私

ノ四貫八百四十五文

合三分ト拾五貫三百九十五文

此金詰三兩ト五百四拾五文

右量藤卷新左衛門銘細書附有之事

右見廻ニ致候所、近野清兵衛親類中礼ニ参り金三兩奉納致候ニ付大元

帳江此三兩附置候事

三十番私方

ノ三兩ト五貫三百文、此金三分ト三百五十文

指引殘金九兩壹分貳朱ト錢壹貫三百八拾貳文

右之金錢高預置申所実正也、仍如件

弘化三丙午年六月五日 高山吉右衛門

右勘定会席

寒河江仙藏

川村半兵衛

岩間勘三郎

斎藤伊右衛門

中村宗四郎

遠藤権兵衛

渡部伊右衛門

藤倉富藏

高山吉右衛門

山内題助

右之通見届候事

小嶋秀之助

江部長左衛門

池田壯藏

小山源助

右之通見届候事

法音寺隆興

大乘寺澄歎

藏王院■龍

延壽寺隆法

嘉永二乙酉年六月十九日第十三番勘定目錄

一九兩壹分貳朱ト 弘化三午六月五日第十式番勘定置目錄

壹貫三百八十貳文 残有高如上、高山吉右衛門預置

一四兩貳朱ト 三拾壹兩大元帳勸金ノ高

九百四拾文 渡部伊右衛門より受取

ノ拾三兩貳分ト貳貫三百貳拾貳文

右之内弘方

一三貫九百八十七文 弘化三年六月五日寄合入料

午六月十一日 一貳貫百文 法音寺駕籠人足料

午七月廿三日 一壹分也 藏王堂御初尾

午八月六日 一壹分也 川村半兵衛酒■盃代

午八月八日 一三分ト貳百十文 吉島善次郎、仁王門寄合入料

午八月十三日 一壹分ト百八十五文 遠藤權兵衛隱居病死ニ付赤飯重

詰見舞料

申六月五日 一壹分貳朱也 大工棟梁嘉藏大病ニ付法音寺之祈禱御初尾

酉正月五日 一四貫文 南町類焼四軒、見廻勸金發起人格別之分如上

酉二月廿五日 一壹分也 遠藤權兵衛妻病死ニ付法音寺■入料

ノ貳兩貳朱ト十貫四百八十貳文、此金壹兩貳分ト八百八十貳文

金詰三兩貳分貳朱ト八百八十貳文

十三番総目録也、差引殘金九兩三分貳朱ト壹貫四百四十文

如上金錢高山吉右衛門預置候所実正也

右之通総目録勸十三番、仍如件

嘉永二乙酉年六月十九日 岩間勘三郎 高山吉右衛門

遠藤權兵衛 同 卯右衛門

川村半兵衛 渡辺伊右衛門

藤倉富藏

法音寺 隆興 藏王堂 隆法

大乘寺 龍昶 前法音寺 宥善

右之通見届候處、実正也、仍如件

小島秀之助 小印

江辺長左衛門 小印

小山源助 小印

内須川伊右衛門 小印

今泉善次 小印

総勘定目録 一九兩三分貳朱ト壹貫四百四十文、嘉永二酉年六月十九日

勘定目録有高、此金拾兩ト錢六百四十文

右之内弘方

一三拾三貫文 御本堂うしろの山石つけ、大凡式十三軒斗ぬさ喜五駄

一十式貫八百文 石ツミ日料 一貳貫八百文 人足日料

一金式兩也 御本堂内陣天人欄間三間奉納、高山吉右衛門江如上出金致

兼■申出、総評之上元方手伝

一金壹分ト貳貫六百文 六月十七日石ツミ成就ニ付為供養光明三昧修行

諸入料

ノ貳兩壹分ト五拾壹貫貳百文、此金八兩也

合十兩壹分也、総さし引残而式朱ト百六十文不足 渡辺伊右衛門寄進

右之通勘定目録、仍如件

嘉永三庚戌年七月朔日 高山吉右衛門印 同 卯右衛門印

渡辺伊右衛門印 高橋嘉左衛門印

遠藤權兵衛印 岩間勘三郎印

寒川江仙藏印 中村宗四郎印

川村半兵衛印

前書披見之處、不堪歎元因之大施主中宗門繁榮身心堅固福寿増長之詛永

久可致祈念之余、仍如件

嘉永三年七月朔日 法音寺現住 龍昶印

前法音寺住 宥善

前法音寺住 隆興

藏王堂住 隆法印

右之通見届申處実正也、仍如件

嘉永三年七月 小山源助印

今泉善次印

内須川伊右衛門印

覚

一九百弍拾文 石工駄分駄賃積方人足日料ともに

一壹貫七百四拾文 人足酒代遣

一五百四拾文 人足日料中勘渡不足分ノ三貫弍百文

右石ツミ料不足分出金方無之ニ付、渡辺伊右衛門より金弍百疋奉納之積
ニて御両主様へ御渡し申候事

嘉永三年七月十一日

今泉善次

小印

内須川伊右衛門

小印